

公共の施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成20年8月28日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:59

○ 委員長

ただいまから公共の施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。「公共施設等のあり方について」を議題といたします。執行部から本日の提出資料について、補足説明を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

本日提出いたしております資料の補足説明をいたします。配布いたしております資料をお願いいたします。本日審査予定の公共施設の現状につきましては、前回の委員会で提出させていただいておりましたが、環境・その他の市民生活施設で、本市が加入いたしております飯塚市・桂川町衛生施設組合、及び、福岡県央環境施設組合が設置いたしております環境衛生関連施設の概要を記載した資料を追加資料として提出させていただいております。なお、内容の説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、提出資料の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、基本方針の47ページから69ページまでについて、質疑を許します。はじめに、質疑通告されております八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

おはようございます。早速ですけれども質問をさせていただきます。斎場の利用状況、稼働率、そこら辺をお分かりでしたらお願いしたいと思います。

○ 環境整備課長

おはようございます。お尋ねの件ですが、飯塚市斎場の火葬件数につきましては、自治体上の利用件数によりお答えいたします。平成18年度が1279件、平成19年度が1290件と推移いたしております。また、飯塚市・桂川町衛生施設組合が管理運営を行っています筑穂園の火葬件数につきましては平成18年度が494件、平成19年度が466件と推移しております。

○ 八児委員

そこで、稼働率とかそこら辺は出ますでしょうか。

○ 環境整備課長

稼働率といいますと、一体につきまして大体1時間か2時間というところで火葬いたしておりますけれども、飯塚市斎場・筑穂園共に十分に、火葬状況は問題ありません。

○ 八児委員

そこら辺なんですけれども、実はこの中にありますけれども、少子高齢化という大きな事がおきてくるわけでありまして、我々団塊の世代はお世話になるというか、一回はお世話にならないかんわけですけれども、お世話になるときはかなりの数になるというか、急激に利用が見込めるというふうなことで、都会では火葬場の増設とかそういうのがなかなか厳しいもので簡単にいかないということで、今の稼働率ではなかなか厳しいということが10年後くらいから10年間くらい続くような話です。そういうことで、実は民間の会社がそういうものに目をつけて船で火葬場を作ろうと、そういうことで東京湾を一周する間に火葬するという形で大規模な船での計画をテレビで見させていただいたんですけれども、確かに団塊の世代がお世話になるときは急激に数が増えるのではないかと思われるわけです。今の状況で大丈夫なのかというふうにつくづく思うわけでありまして、火葬場をつくることは、なかなか簡単に、周辺住民

の方とのいろんなものがあると思いますので、大変なことがあるのではないかと思いますので、そこら辺についてはどのように予測されているのか、お聞きしたいと思います。

○ 環境整備課長

確かに質問者の言われますとおり、団塊の世代の高齢化、また、社会全体と考えたときには当然高齢化が進んでおります。確かにいまより亡くなる方の人数は増加傾向にあるかと考えておりますけれども、今の段階で具体的な数値の推計はなかなか困難であるところでございます。今後の施設のあり方の検討につきましては、ご指摘の点をふまえて種々検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。今日の質問については基本方針の47ページから69ページについてと。それに続いて第二で基本方針全般に関することについてという項目があります。私は第一のところではこれまでのようにお聞きしたいんですけども、同時に第二のところでは各施設ごとに「これはどう考える、どうする」という議論をしてきましたよね。それでは一体、地域でどういったことが起こると思われるのかと。例えば筑穂であれば小学校はどうなる、幼稚園はどうなる、福祉施設はどうなる、地域ごとに考えてみた場合はどうかというのを「全般」というところでお尋ねしたいと思いますので、よろしく願います。

そこで、斎場の件ですけれども、市斎場については指定管理者制度の導入が行われております。指定管理者制度の評価、どうお考えかお尋ねします。

○ 環境整備課長

予算特別委員会におきましても答弁いたしておりましたが、指定管理者の導入によりサービスの向上等が図られ、人件費の削減も行っておりますので、いま現在におきましても十分な効果があったというふうに評価いたしております。

○ 川上委員

財政上の効果は微々たるものなんですね。サービスの向上と言われましたけど、どういった点で向上しておられますか。

○ 環境整備課長

サービス面につきましては、斎場におきましてアンケートをとったり、サービス向上を図るために職場の職員の研修とか、様々な点で管理者自ら行っておるということでございます。

○ 川上委員

よくわかりませんが、おそらくいま言われたくらいのサービスの向上であれば、指定管理者制度でなくてもよかったのではないかとというのが私の評価です。要するに、市が公務員としての心を持ってこういう大事な仕事にあたれば民間に指定管理者というのを安易に導入する必要ないと。要するに、市役所の心の置き所というふうに思うわけです。そこで、今後の課題についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○ 環境整備課長

斎場に関する今後の課題といたしましては、飯塚市斎場と筑穂園という二つの施設で今後いかに効率的に運営していくかという点がございます。そこで、当然、統廃合という考え方も出てまいりますが、そのためには小竹町及び桂川町との協議を進めねばなりませんし、仮に飯塚市斎場に統合するとなると、市内において一部地域の市民、特に筑穂地区の市民からすれば利便性が悪化するということも考えられます。また、利用料金の統一の問題。飯塚市斎場の受け入れ態勢の問題など、多くの課題がありますので、今後種々検討いたしたいと思います。

○ 川上委員

いま検討したいといわれたのは検討したほうが良いと思うんですが、平常時を想定した検討なんですね。災害とか重大事態が起きた場合のことも考慮に入れて検討する必要があると思うわけです。大地震とか水害とかいうこともあるんですが、私は先だって新型インフルエンザが大流行した場合の犠牲者の状況について、見通しについても国・県が出しておりますので、市はどう見るかというような議論をしたことが本会議であります。その折に市として一定の対応を考えていきたいということだったんですが、今どういうことをやっておるのかお尋ねします。

○ 環境整備課長

繰り返しの答弁になるかと思いますが、新型インフルエンザの発生に伴います火葬能力につきましては、飯塚市斎場、筑穂園共に福岡県が対応指針で想定している死亡者数に対応できる能力を持っております。また、火葬に従事する職員に対する指導におきましては、県が策定しております埋火葬の円滑な実施に関するガイドラインに、マスク、ゴーグル、手袋等の着用などが示されておりますので、これに基づき対応を行うよういま現在指定管理者を指導しておるところでございます。必要に応じて保健所等の指導を仰ぎながら今後も対応したいと考えております。

○ 川上委員

新型インフルエンザについては導火線に火がついた状態というのが政府の認識なんです。まだ導火線に火がついてないということじゃなくて、ついた状態だという認識なんですね。それで、啓発協議というのは当然なんです、備品だとかいうのは一刻も早く整備しなければならんと思うわけです。要するに、ウイルスが集中した遺体を処理しなければならないわけですから非常に危険なんですね。で、その従事者が危険というだけじゃなくて、そこが新たな震源地となつて一気に広がっていくということにもなるわけです。それで、物理的な体制も含めて準備を急がなくてはならんと思うんですね。先ほども言いましたけど、同時に大地震とか火災とかいんなことが考えられるんですが、こういうときに考える上で大事なのが私はリスクの分散だと思うわけです。ですから、規模の大きい小さいというのはいろいろあるでしょう。あるけれども、リスクを分散しなければならんと思うんですよ。それからいうと、この基本方針の47ページの中にある、多額の管理運営経費を要しており、関係市町と協議しながら統廃合を視野に入れた中で検討を行う、というのは基本的に設計思想が間違っていると思うわけです。確かに経費削減には努力しなければならんと思うんです。しかし、そういう緊急事態、重大事態が発生した場合のリスクの分散という思想がこの中に無ければいけないだろうと思うわけです。この辺は何かお考えになったことがありますか。

○ 環境整備課長

特段、今のところ考えておりませんが、ご指摘されておるところにつきましては今後十分に検討させていただきたいと思っております。

○ 川上委員

よその自治体でも、こういうことは考えてやっているわけですよ。飯塚市だけがこういう観点が抜け落ちたままやっているというのが財政削減効果にあまりならないんだけど財政削減効果と叫んで、それに目を奪われて本来公的施設が果たさないといけない役割を忘れてしまう、そういう弱点がこの中にあると思うわけです。これは、律していかないと他の施設でも起こりうる問題だと思うわけですね。

それから、霊園のことなんですが、霊園については墓地移転計画について記述があります。このことについて、よく承知していなかったものですから、少し詳しく説明していただけますか。

○ 都市計画課長

飯塚霊園の墓地移転計画ということですがけれども、まず飯塚霊園の開設の趣旨といたしましては新規墓地の貸付のほかに市街地の既存墓地を飯塚霊園へ移転することによりその跡地を都

市施設の整備や市街地の有効利用を図ることを目的としておりました。現在飯塚霊園の計画決定だけの面積2.6haのうち、1913区画が一般貸付済みでありまして、区画していない箇所が3箇所、面積で約0.5ha、約400基分となっています。実際に移転されたものは7基にとどまっております。

○ 川上委員

計画通りにっていないことについては、見直したほうが当然いいと思うんですよね。思うんですけど、どうしてこういう計画を立ててしまったのかということも考えたほうがいいと思うんですよ。本市は合併前から目尾地域振興計画だとかいって市内のいろんなスポーツ施設を1箇所に集中すると。しかも市民の便利が悪いところに集中すると。バスの便も脆弱ということは何年も続けておるわけです。いまお話になったことはそれのお墓版だと思うんですよ。私は中心市街地の中にお寺があり、お墓があるのが当たり前だと思うんです。宿場町だったんだから。だから、お墓があると土地が売りにくいかマンションが建てにくいか開発がしにくいかじゃなくて、やっぱり同居していくことも必要だと思うんですよ。それがまちの文化だとか伝統を守っていくことになると思うんです。何でもかんでも1箇所に集めるとするのは本当の意味でのまちづくりとは違うんじゃないかなと思います。そのことを述べておいてこの質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 永露委員

まず斎場についてお尋ねいたしますが、利用状況の中でちょっとわからない点があるんですが、年齢によって分けてありますけれども、その他というのがあるんですけれども、これは何ですか。

○ 環境整備課長

手術したりとか、そういったときにいます、手とか足とかそういったものでございます。

○ 永露委員

わかりました。それで、まずこの斎場を統廃合ということで検討していくということですが、客観的に見て統廃合するということになれば現在の飯塚市の斎場に統合するという形になるだろうと思うんですけれども、そうなった場合に、現在の飯塚市の斎場では少なからず処理数が増加することになるんですけれども、その処理能力との関係では問題はありませんか。

○ 環境整備課長

当然、飯塚市斎場、筑穂園で処理しておるわけです。その中の人数等を見ましたときには、すべてを現在の飯塚市斎場でまかなうということは少し問題があるかなと。当然ながら量を増やすとかそういった増改築も含めたところで将来的には検討せざるを得ないというふうに考えております。

○ 永露委員

ということになるとまた新たな歳出が必要になってくるという形になるということだけまず確認をしておきます。それと次に、これは10年以上前に私が質問したことがあるんですけれども、火葬後の残灰の処理について、質問とご提言をさせていただいたんですけれども、現在飯塚市のほうでは指定管理者になっておりますけれども、それ以前の残灰の処理については飯塚市斎場はどのようにされておりましたか。それと現在筑穂園もされておりますけれども、筑穂園では現在どのような残灰処理がなされておりますか。

○ 環境整備課長

私自身、詳細にはわからないところがあるわけですが、飯塚市斎場、筑穂園におきましてはそれぞれ業者に委託しまして処理をしておるというところでございます。

○ 永露委員

その処理についてはどの程度の、費用がかかっていると思うんですけれども、大まかで結構ですがどの程度の費用がかかっていますか。

○ 環境整備課長

大変申し訳ありません。手元に資料を持ち合わせておりませんのでご了承ください。

○ 永露委員

少なからず費用がかかっていると思うんですよね。その費用金額はちょっとおきますけれども。ただ、今から申し上げることは大変不謹慎なことになるかも知れませんが、この残灰の中にはレアメタルが含まれております、間違いなく。ご自分の口の中を見てお分かりかと思いますが。金銀を入れていない方はほとんどいないと思います。日本人の感覚として亡くなった後にそれをとるということはありません。あの世へ行ってもご飯が食べられますよということになりますのでそのまま焼却いたします、ほとんど。そうしますとその残灰の中にレアメタルが非常に多く含まれるんです。私は10年前に申し上げたんです、飯塚市の斎場について。これについて残灰処理をお金をかけてしていた場合、残灰処理するということはそれを処理する際にレアメタルの抽出を行うんです。だからそこら辺についてももう少しやりようがあるんじゃないかなということをお願いしたんです。お金をかけなくても喜んで引き取りに来ますよ。いかがですか。

○ 環境整備課長

どれだけの収入といいますか、それがあがるか今日この場ではわかりかねますけれども、ご意見として伺っておきます。

○ 永露委員

どの程度の収益が上がるということじゃないんです。少なくとも現在残灰の引き取り処理にかけている金額はいらなくなるということなんです。というよりも、ある程度のお金を払ってでも引き取りに来ますよ、考えによっては。それは死者を冒瀆するということと言われれば、そこら辺の兼ね合いが難しくなりますけど、現実問題としてそういうことがあっておるということだけを認識しておいてほしいと思います。それで、今の現在の引き取り業者がおると思うんですけれども、そこら辺と煮詰めて話をさせていただきませんか。いかがですか。

○ 環境整備課長

業者といろいろ検討させていただきます。

○ 委員長

続きまして、48ページの駐車場について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

48ページ、駐車場です。この基本方針を見ますと、4箇所駐車場があるということになっています。これは立体駐車場とコスモスコモンの中の地下駐車場、それから本町、東町ということですね。基本方針のとおり読むと、立体駐車場とコスモスコモンの駐車場は残すと。残る二つは市として管理運営する必要性は薄いと考えます。民間移譲を考えるということになっていると思うんですが、本町と東町を民間譲渡すると考えられているんですか。

○ 土木管理課長

委員の申されておられるとおり、土木管理課での駐車場の管理は立体駐車場、本町駐車場、東町駐車場の3箇所でございますが、東町駐車場は設置の経緯といたしまして、街路計画に伴いまして移転代替用地として確保しているものであります。現在は取得目的が達成するまで遊休地として利用しております。駐車場にしておりますが本町駐車場につきましては本町商店街等アクセスに優れておりますが、周辺には民間経営の駐車場があることから市による駐車場管理目的は今のところ薄らいでいるところから、民間移譲の対象と考えているところでございます。

○ 川上委員

いまコミュニティバスの運行計画を検討していますでしょう。それで小型バスとタクシーも使ったような交通過疎地域間、市の重要な公共施設間、また、中心市街地を結ぶようなことが検討されていると思うんですけど、そういうことがさらに充実するならば本町・東町の駐車場の必要性が薄くなる可能性はあるかなと。私自身も本町の駐車場をよく使うわけです。皆さんが市が管理運営する必要性が薄いと考える理由がこの文章ではわかりにくいんですね。どういう意味合いで薄いと考えられるのかももう少し聞かせてもらえますか。

○ 土木管理課長

薄いといたしますか、周辺地域に民間の経営する駐車場が多数ありまして、そこらあたりもサービス等におおむね1時間あたり200円ということであまり利用料金等は変わらないということからすれば、よりよい民間の駐車場のほうに入れられる方は多くなっているという状況でございます。

○ 川上委員

広島市駐車場は便利なところにありますよ。サービスが悪いことも無いです。駐車場が民間だけになれば、利用料金は民間の思いのままですよ。今の民間の駐車料金が高いか低いかわかるのはあると思いますけどね。民間の水準で決められていくというわけですね。公の駐車場が一定のサービス、どんなサービスがあるんですかね。事故が起こらないようにすればいいでしょう。そういうサービスを維持しながら低廉な料金設定と書いていますけど、それを継続することによって市民の負担が全体として減り、したがって中心商店街へも足が伸びるということになるかと思うんですよ。必要性が薄いとすることで次々になくしていったらそういう危惧が生じるんじゃないかと思うんですけど、そのところは検討されましたでしょう。どういうふうに検討されましたか。

○ 土木管理課長

先ほども申し上げましたが、東町駐車場は立地条件のいいところがございます。これは街路計画に伴いまして移転代替地としての土地をいま駐車場として使っているわけですが、いま言われましたようにサービス面等が公共的なところで薄れていくということを危惧しまして、このごろ空き地が相当できておりますので、民間駐車場のほうに移行していく傾向がだんだん強くなっているんじゃないかと思っております。

○ 川上委員

あなた方はこれを読むと、廃止する市の施設としては、官営するものとしては、廃止するけれども、民間に渡して民間に駐車場として使ってくださいということが書いてあるでしょう。他にも駐車場があるから市の駐車場までいらないということなら、必要性が薄いだったら受け取る場所が無いでしょう。そういう理屈で言えば。それもわかりにくいわけです。駐車場の廃止民間移譲の方向というのはあまりよく考えないで民間移譲、民間移譲で押し込んでくるようにしか読めないわけです。あまりうろたえて民間移譲というふうに言わないでいいんじゃないですか。来年4月からコミュニティバスが走るわけでしょう。実際に、東町や本町に車が停まらないと。みんなコミュニティバスで、CO2の関係もあるので、便利で使っているということになれば考えればいいじゃないですか。おまけにこのコミュニティバスは暫定3年ということになっているでしょう。4年目から金がかかるから辞めましたということになる危険性がある事業なんですよ。基本方針だからあれだけど、慌てる必要はない、ゆっくり考えたらどうですか。市民の便利さに目を向けて。それから継続する駐車場について利用料金制の導入について検討する必要があると書いていますね。利用料金制について、わかりやすく説明してもらおうのと、なぜ検討する必要があるのかということも聞かせてください。

○ 土木管理課長

料金設定の関係ですが、現在3駐車場をシルバー人材センターのほうに指定管理者に5年間委託しているところがございます。残期間は今年を含めて3年ございますが、年間の利用料

は2,400万円を計上しております。また、利用料金制度による指定管理委託でないところから、現在の委託期限完了後には公募にて幅広く管理者を募り、経費の抑制に努めたいと考えております。収入と指定管理者のほうに払うお金のバランスを考えて設定しているわけでございます。

○ 川上委員

指定管理料について絞れるだけ絞っていますよね。これ以上絞りにくいでしょう。それで利用料金制をとって指定管理者が独自に営業活動をして収入は上がるんですか。どう思われますか。

○ 土木管理課長

いま言われますとおり、指定管理者には最大限経営努力をしていただいて経費を落としていくところがございますので、今後さらに絞れるかということにつきましては苦しい点があると思います。

○ 川上委員

利用料金制の採用については検討する必要はないとあなた方の答弁から明らかなんですよ。こういうことを書いているほうがおかしい。これは指摘をさせてもらってこの質問を終わります。

○ 委員長

次に49ページの自転車駐車場について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

自転車駐車場、時間を短縮したい、ということが書いてあります。その目的は経費削減と書いてあるんですね。いくら経費削減につながると思われますか。

○ 土木管理課長

時間短縮いたしますと、年間約40万円程度の削減につながると考えております。

○ 川上委員

時間短縮は、どういう時間短縮をしようと考えられていますか。

○ 土木管理課長

いま現在6時から22時まで開場しておりますので、それぞれ夜、朝、1時間ずつ短縮を考えております。

○ 川上委員

その時間短縮によってどのくらいの方たちが困ると思われますか。

○ 土木管理課長

これは吉原町の自転車駐車場のデータでございますが、時間帯にそれぞれ異なりますが1日に約70台が利用されております。この朝夕1時間の間に何台くらいがとまっているのかということについては調査不足でデータがございません。

○ 川上委員

つまりあなた方は問答無用で時間短縮をして気がついたら40万円浮くだろうと。それによって市民がどれだけ迷惑がかかるかも知らない、そういうことを基本方針にしたわけですね。

次に、JR駅前に7箇所自転車置き場があるんですね。JRと協議をして移譲の是非について検討を行うと。これはわかりにくいんですよ。JRと協議を行いながら移譲の是非費について検討を行うというのは、JRが受けますよといえれば移譲するし、嫌だといえれば移譲しないということなんですか。どうですか。

○ 土木管理課長

7箇所、駅前に駐輪場がございます。そのなかでJRのほうに移管したいということは、やはりJR利用者が大半を占めているということから、公共機関を利用する方々の施設を利用することによってJRのほうも助かっているということでJRのほうに是非移管したいという話

を持ちかけていくということでございます。

○ 川上委員

現状は市営なんですね。現状のままでどういう不都合があるのでしょうか。

○ 土木管理課長

7箇所それぞれ異なりますが、放置自転車が大変増えておりまして、環境的、安全性の面でも苦慮しているところでございます。

○ 川上委員

放置自転車がが増えてどうしていいかわからないからJRに管理をやっ飛ばしてしまうということなんですね。JRは絶対受け取らないと思いますね。そのくらいだったら放置自転車のことぐらいたったら片付ければいいじゃないですか。それに経費がかかるのを削減したいということですか。

○ 土木管理課長

有効利用等も考えまして、修理できるものや、そのまま使えるものについては、毎年多数出ます放置自転車の処理費用がかさんでいるというのが現状でございます。

○ 川上委員

そうかかっていませんよ。そんなにかかっていませんよ。大体この基本方針の内容を読んだらわかるでしょう。そのこと以前にJRに移譲するとか書いているんですよ。駅の付帯施設じゃないかと。だから、JRに受け取ってくれということになっているわけでしょう。私は立場でやる必要はないかと思いますが、言われるところは当然あると思うんですよ。ですから、きちんと筋を通してJRと話したらいいんじゃないでしょうか。放置自転車がたくさんあるから受け取ってくれというわけには、いきませんか。ということです。

それから自転車の有効利用についてはいくつか例示が書いてあるんですけども、実績が何かありますか。

○ 土木管理課長

有効利用につきましては先ほども言いましたが廃棄する自転車のほかに少しの修理で利用できるものや、もったいないということを基本にいたしまして、実績は留学生の方への貸し出し等を行ったということ聞いております。

○ 川上委員

先ほど言葉が足りませんでしたけど、JRに受け取ってくれと。あとはきちんと管理するよにと、事故も無いよにといいんだけど、今から先、税金をかけてびっくりするような立派なものをつくってJRに受け取ってくださいというようなことは、いただけませんので、それは指摘しておきたいと思います。質問を終わります。

○ 委員長

続きまして50ページの市営住宅・教官住宅について、川上議員の質疑を許します。

○ 川上委員

市営住宅については統廃合と用途廃止、それから狭小団地等の統廃合ということが書いてあるわけですね。指定管理者制度の導入と書いてあります。内容を読みましたが、イメージがわからないですね。現在市の関係で言えば筑穂で新築に伴って移転を求められている浦田住宅のことも聞いています。そこで、このところをどんな風に考えておられるのか、お尋ねいたします。

○ 建築住宅課長

まず統廃合ということでございますが、ストック計画の中で50戸未満の小規模団地につきましては敷地の狭小状況、利便性など、総合的な判断の元に適正な管理規模を前提に統廃合を指定校というようなことを計画しております。また、建替事業、また統廃合におきましては可能な限り計画の初期段階から入居者等に説明会を開催するなど居住者や周辺住民の意見、また

要望の聞き取りや事業の周知を行いまして当該事業関係者との合意形成に努め、事業の円滑な推進を図ることが最も重要であると考えております。建替え等の推進にあたりましては工事車両の出入りや工事自体に対する安全性の確保、騒音対策など団地居住者及び周辺住民の生活関係、プライバシーに配慮して事業を進めていくことも重要であると考えております。何よりも合意形成をするにはコミュニティ形成が前提になければならないし、今後どうやるかの中でいろいろなことを考えていかなければならないと思っております。それから、ご質問の筑穂浦田団地の関係でございますが、この事業は旧筑穂町が計画したものを合併後に策定した飯塚市のストック総合活用計画に引継ぎ、建替えを行うものでございます。概要につきましては耐火性に優れ高齢者に配慮したバリアフリー住宅として敷地の有効活用を図るために中高層の住宅を予定しておるわけでございますが、さらにストック計画ではいまある利用できる土地を有効利用しながら建替えていくというような形で、どうしても都合がつかなければ既存の団地を壊してそこに建替えるという考えであります。筑穂浦田団地につきましては土地が狭小なために中高層の住宅の建設、または駐車場、公園、及び調整池等の整備と住宅建替え地としては狭いのではないかと。現地の整備は困難であるという考え方で、中高層でいきたいということで長い期間で考えた中で計画を実施するというようにしております。できれば土地を買って建替えるのが一番いいところでございますけれども、現在長楽寺というところがございます、そこを39戸解体した跡に、そのところに長楽寺の住宅を建設しまして浦田団地のほうから移転してもらおうということで計画をして地元の皆さんに理解をいただけるようには説明をしているところでございますが、今後とも粘り強く説明をし、説得したいと考えているところでございます。

○ 川上委員

私は筑穂の浦田の問題からどういう教訓を市として得るのかというのが大事と思うんですよ。見切り発車だとか絶対してはならんということだと思っただけです。見切り発車というのはどういう意味かという、これは移住の強制ですよ。移転の強制なんです。ダムとか何とかでも許されないんですけども、こういう市営住宅づくりで見切り発車、移住の強制とかいうのは絶対認められないと思うんです。それを筑穂町がやったということ、いけないことをしたんだ、ということ、いま市がしっかりふまえておかないと、そこを見失ってうまくいかなかったな、というくらいの認識では今後同じようなことが起こりうると思うんです。先ほど統廃合についてに戻りますが、管理しやすいスケールというニュアンスの言葉がありましたね。住宅の建替だとかいうのは、人が入れる部屋があればいいということではなくて、全体としてそのコミュニティ空間をつくるという、快適な空間をつくるということにもなりますでしょう。病院はどうかとか学校はどうか、コミュニティバスは来るのか、デイサービスはどうか、そういうのが総合的に問われるわけですね。それをこの規模だと安く作れるだとかこの規模だと管理がしやすいだとかいう発想でいっていると何を作っているのかわからなくなりますよ。 「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち」の内容を構成するものからね。そこを考えると必要があると思うんですけど、議論しているわけではないのであれなんです。市の心、公務員の心とよく言うんですけど、住宅は福祉であるというのを押さえないかん。憲法25条から出発しているわけでしょう、この公営住宅というのは。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、というわけでしょう。国は保障せないかん。だから、それなんです。これを忘れて大量に古いのが出てくると、出てきておると。お金が無いと。とにかく数つころうというくらいの発想で言っていると住みにくくなりますよ。それで私はいろいろな考えないといけないけど、黒萩の住宅とかはなかなか考えられたところだと思っただけです。あれは地域住民の人も参加して、意見をよく聞いて困ったという声もあるかもしれないけれども、基本的によく聞いて練り上げられたらと思うんです。そういう実績もあるわけだから、よくよく考えないといけない。とにかく5階建てとか6階建てとか7階建てと

かすればいいというわけにはいかないと私は思うんです。これから高齢者が多くなるとかいうことを考えて平屋を作ったらどうかとかいうようなことも考えていくべきだと思うわけです。指定管理者制度の導入が書いてあります。これについてはどういうふうにお考えですか。

○ 建築住宅課長

指定管理者制度の導入につきましてでございますが、直営または指定管理者制度の移行についてはそれぞれの長所と課題があるわけでございますが、市営住宅の場合は管理方法によりましては入居者の日常生活に大きな影響を及ぼすこともあると考えられます。指定管理者導入への移行ありきという前提だけではなく、やはり直営についても検討を行っているところでありますが、一般的には事業者の手法を活用することによりまして管理に要する経費を縮減することが可能になり、その結果市の支出を減らすことができるということが期待されます。また、利用者の満足度をあげ、より多くの利用者を確保しようとする民間経営者の発想、そういうものを取り入れることによりサービス向上が期待できるというメリットもあると思われれます。建築住宅課では多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するために公の施設の管理について民間の持つ能力やノウハウを活用することでサービス、質の向上とコストの縮減が図られるかどうかを検証した上で有効であると判断した場合は積極的に指定管理者制度を導入したいと考えており、早期導入に向けて検討をしたいところでございます。

○ 川上委員

指定管理者の早期導入を検討されるといわれましたけれども、私は間違いだと思います。民間の手法を取り入れることによって入居者を増やすとかいろいろ言われましたね。入居者はいっぱいおられるじゃないですか。意味がわからないわけですよ。公営住宅なんですから、公営住宅法に基づいて、設置目的があるわけでしょう。そのように管理もし、運営もせないかんわけでしょう。公営住宅法では住宅の目的はどのようになっていますか。

○ 建築住宅課長

公営住宅法の目的でございますが、「住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」ということでございます。

○ 川上委員

ですから、民間の業者、ドコドコ不動産でもいいですけど、ナントカ地所でもいいですけど、そこでは利潤の追求は無理なんですよ、本来。だから、なじまないんですね、元々。にもかかわらず、もし民間に管理運営を投げ出していったとすれば、市はお金が浮くと言いましたけど、どういうふうにお金が浮くんですか。管理運営を民間に投げ出して、市の職員を減らすから人件費が浮くという意味にしか聞こえませんが、そういうことですか。

○ 建築住宅課長

導入した場合はいま言われるようなところが一番のメリットだと思っております。

○ 川上委員

そうすると、逆に考えると、人を減らすために市営住宅の管理運営に民間を導入して公営住宅法の目的と矛盾が生じるかもしれないということになりかねないということですね。これは人減らしの方を一度考え直す必要があるんじゃないですかね。

それから、②のなかに中心市街地への移設という言葉が書いてあります。これはどういう発想なのかお尋ねします。

○ 建築住宅課長

中心市街地への移設等も視野に入れた中で見直しをしていくということで挙げておりますが、市街地の利便性・魅力を活かしたまちづくりが求められておるわけでございますが、市街地は老朽化住宅が多く、構造とか面積、設備の点においても以前と居住水準が低いというような状況もあるというところを聞いております。また、市街地空き家の有効活用につきましても駐車

場用地が確保されにくいとか、風通しが悪く、居室の独立性が確保しづらい等を理由として、町家住宅が敬遠されている傾向にあるようでございます。また、既存ストックの活用につきまして、土地の所有権の問題などによります開発阻害要件も山積みしておくことから、所有権上の課題等を確保するための研究もしていかなければいけないかなとは思っております。このことから市街地定住と空き家等の既存ストックの有効活用、複数の地権者等による共同住宅の建設等、総合的な居住環境整備を含めた開発等の更なる検討研究が必要であると現在のところは考えております。今後の公営住宅の整備につきましては、地域の実情に応じた適切なセーフティネットを構築するために計画的に真に住宅に困窮している住民の居住の安定を図ることが必要であると考えております。また、高齢者や若年ファミリー世帯の人数など、ライフステージに応じた住宅が確保できるよう、型別供給に努力して、防災整備についても研究検討を行いましてそういう中心市街地への移設等を含めたところで飯塚市営住宅のストック総合活用計画に反映させて、この中にも書いておりますように中心市街地への移設等も視野に入れた中で検討していきたい、ということで書いております。

○ 川上委員

例えば雇用促進住宅を廃止することになっていきますね。後どうしようと思っているかわかりませんが、何か向こうのほうで話し合いをしたことがありますか。

○ 建築住宅課長

向こうから、左記の雇用促進住宅につきましてお話があったのはあっておりますが、まだ今のところは詳しく話をしている状況ではございません。

○ 川上委員

それはすぐに事情を聞く必要があるんじゃないですか。こういう基本方針を考える上でも。それで、これは中心市街地への移設というふうに書いてあります。私は中心市街地にいろいろ都市機能が集中しているところですから、高齢者に必要なものが比較的にあるわけですから、そこに高齢者だけじゃなくて住宅を作ることが大事だろうと思うわけです。その際にいろんな可能性を考えたほうが良いと思うんですね。だからいま空きビルがいろいろ増えているようですが、耐震がちゃんとされていないといけないんですが、そういうビルを例えば借上げて改造させていただいてとかいうことでもいいわけですよ。バスセンターの前のビルの中にずっとサラ金の看板がいっぱいありましたけど最近それが減りましたね。どういうことでしょうかね。とにかく空き家は増えているわけですよ。福岡でもどこでも都心部は土地が高いじゃないですか。だから新たにそこに土地を買って、闇雲に立てられないでしょう、特に中心商店街は宿場町なんだから。だからそういう意味では今あるビルを有効利用すると。それから雇用促進住宅なんちよっとかもその発想から出てくるわけですよ。だから私はそういう工夫はしたほうが良いと思う。しかし建替えに伴って闇雲に庄内でも二瀬でも中心地から離れているところから住宅をなくしてしまうと、移設してしまうということについては住民の理解は得にくいんじゃないですかね。やっぱり歴史がそこにあるわけだから。そういうことを指摘しておきたいと思います。

それから跡地売却の問題もありますけど、老朽化した戸建て住宅については廃止あるいは払い下げ方向で検討する必要があるとなっておりますが、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

○ 建築住宅課長

老朽化の戸建て住宅についての対応のことでございますが、老朽化した大規模改修工事が必要な戸建ての市営住宅につきましては廃止、現入居者への払い下げ等の方向で検討していきたいというふうなことを考えております。飯塚市英受託のストック総合活用計画におきましても昭和20年代に建ちました勝盛住宅、**緑ヶ丘住宅**というのが昭和24年から26年にかけて立っている木造の建物がございまして、ちょっと老朽化も著しいために今後は公募もせず、現

入居者が退去されましたときには撤去していききたいというふうなことで順次解体していききたいと思っております。

○ 川上委員

この老朽化、戸建てではないですが、老朽化した施設の中に同和住宅があります。同和住宅は今でも同和住宅ということで解放同盟の推薦を求めて入居を判断するということになっていきますでしょう。旧自治体ごとによって少し違うかもしれませんが、しかしいずれにしても解放同盟の指示が無ければ入居できない、ということになっているわけですね。こういうことをいつまで続けるつもりか、繰り返ししてきたところなんですね。この基本方針の中にはこんなことが一言も書いてないんです。どうお考えですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:04

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

○ 建築住宅課長

住宅施策においても国の特別対策は平成13年度末を持って終了することとなりましたが、依然として住宅に関わる地域の実情や施策ニーズがある場合には平成14年度以降についても一般対策に工夫を凝らし対応するものであるという通知もあることから、本市におきましても歴史的背景や社会的理由、福岡県の住宅施策方針等を考慮した結果、まだまだ生活住環境等の安定向上を図る上からも引き続き同和向け住宅の優先的な入居は必要であると判断しているところでございます。

○ 川上委員

一昨年度、部落解放同盟の飯塚市協議会は同和住宅入居をめぐって一人あたり特別会費1万円を受け取っております。それは市がまとめた資料でも明らかになったわけですね。それで、行政目的も私は基本的に終わっていると思うわけです。全国的にも一般化しているわけですよ。真剣に考えないといけない時期をとっくに過ぎている。そういう状況の中でいま言ったように特別会費問題も出てきているわけでしょう。ですから、市民はそういうぐずぐずした態度は許さないとしますよ。きちんと基本方針の中で10月からでも、来年の4月からでも、直ちに一般化するという方針を打ち出すのを市民は待っていると思います。それは指摘しておきます。

それから、教官住宅について、現状をお尋ねします。

○ 産学連携室長

教官住宅は現在市内片島地区に4戸、幸袋地区に12個、合わせて16戸ということで、市内の大学に勤務される先生方の住宅として確保しているところでございます。

○ 川上委員

入居資格、家賃等はどうなっているかお尋ねします。

○ 産学連携室長

資格といたしましては市内の大学に勤務される先生方ということで、家賃につきましては1戸あたり月額5万7千円となっております。

○ 川上委員

すみません、36ページに書いてありましたね。それで、支出としては修理代と改造費とかあるかもしれませんが、年間どの程度かかっていますか、

○ 産学連携室長

支出といたしましては維持補修費等がございますけれども、現在、大体平均いたしますと年間約100万円を下る額であります。

○ 川上委員

収入が大体1000万円近くで修理費が100万円くらいということなんですね。これが時期を迎えると比較的金のかかる改築だとか建替えとかしないといけないんじゃないかということなんですね。わかりました。その際は国から補助かなんか出るんですか。

○ 産学連携室長

その際の国からの補助というのは無いと思います。

○ 川上委員

元々九工大誘致は地元が要求したことではありますけど、国の産炭地振興のプロジェクトの一つとしてきているわけですね。本市の学園情報都市構想とかいうのも十分承知しているわけです。そういった点で言うと、補助、助成を申請していく道は無いんですか。

○ 産学連携室長

現在のところにつきましてはそういった補助制度はありませんけれども、今後のそういう大規模な改修工事とか今後予想される場合においては活用されるような方策も検討してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

基本方針の中には国の支援を、県でもいいんですが、含む選択肢を書き込んだほうがいいというふうに思うわけです。この質問を終わります。

○ 委員長

続きまして52ページ、都市公園・児童遊園・開発遊園・その他の遊園について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

公園については52ページに方向性が出されております。その位置づけ等については内容の中にも書いてあります。公園の数字的な現状を教えてくださいませんか。

○ 都市計画課長

本市の公園の現状でございますが、都市計画課で維持管理を行っている公園・遊園等の内訳につきましては、都市公園60箇所、124.69ha、児童遊園57箇所、5.90ha、開発公園100箇所、5.05ha、その他の遊園68箇所、33.92haの合計285箇所、169.56haでございます。

○ 川上委員

本市の規模としてはかなり公園としては充実しておったのだらうと思います。時代の変化の中でどうするのが今問われていると思うんですが、私は現状で一番重要なのは安全管理ではないかというふうに思うんです。こういう機能を果たす上で重要なのは安全管理だと思うわけですが、特に遊具だとか樹木の伐採とか見通しがきくように、そういうのが問われていると思うんですが、どういうふうに行われておりますか。

○ 都市計画課長

公園の施設管理につきましては、年に1回、年度初めに全箇所を打診を、金槌やカメラ等を持参しまして、遊具や便所、フェンス、照明と樹木等の公園施設の調査を行い、そのほか地元からの苦情、要望や改修・補修の現地確認の際も調査を行っております。最低でも年に3、4回は出向いて講演の現況について把握しております。この調査を元に当該年度や以後の年度の予算で補修や改良を行っております。しかしながら行き届かないところがあるのも現状でございますが、公園施設等での危険回避や補修は確実に行うよう勤めております。

○ 川上委員

公園の遊具で幼児が指を切って落としてしまったとか、大怪我をしたとかいうニュースがここ何年も続いておりますね。少し減ったかと思っても、そういう報道があったりするわけですね。それからいうと本市の場合は大怪我ということが無かったようです。それはこれだけお金を削っていく中で市のほうで努力された、あるいは地域と結びついて努力されたというこ

との成果ではないかと思うわけですが、それにもかかわらず現状は深刻な、いつ事故が起こるかかわからないような状況もあると思うわけです。これ以上公園管理からお金を削ってしまうような、闇雲にお金を削るような発想はやめたほうがいいと思うわけです。そこで、草刈についてお尋ねするんですが、開発遊園については地域にやっってくださいと、半ば強制しているわけですね。この型の公園の多い自治会についてはどうしたらいいかということで公園そのものを市に返そうじゃないかとか、市が受け取りたくないとかそんな話があっただけですが、大体公園の草を刈るのに1回あたりどれくらいお金が必要なのかお尋ねします。

○ 都市計画課長

公園の草刈費用ということでございますが、都市公園、児童遊園、条例公園—これは八木山展望公園のことですが—一等を対象に、飯塚市都市施設管理公社やシルバー人材センター等へ業務の委託を行っておりますが、その内容は年に2回で110箇所、47万7240㎡を5、440万円でやっており、一回では2、720万円となります。

○ 川上委員

1回あたり2、700万円くらいと。これはどういう額かという、例えば部落解放同盟の補助金の半期分です。解放同盟、同和会。だから、草刈1回を増やすぐらいはやろうと思えばできることだろうと思うんですよ。ですからお金を削ろうとかいうんじゃないで、快適な空間を確保し、安全を確保するというために必要なお金をかけるというふうにしてもらいたいと思うわけです。つまり、この中にいろいろ工夫して公園機能を低下させて浮いたお金を公園の対策に使うという発想になっていきますでしょう。そういうのじゃダメだと。子ども対策で保育所を廃止して民営化して浮いたお金で子ども対策を充実したとか宣伝していますが、恥ずかしいことですよ。だから、こういうような発想は改めるべきだというふうに指摘して、この質問を終わります。

○ 委員長

続きまして53ページの環境その他の市民生活施設について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

本市の関連では直営の目尾の清掃工場と飯塚・桂川の桂苑と、飯塚・嘉麻のRDF工場がありますね。それぞれ建替えたり修理をすると相当経費を要する施設です。それぞれ延命の努力がなされておられると思うんですが、現状で処理経費だとかがトンあたりでもいいですけど、それぞれどれくらいかかっておるかお尋ねします。

○ 環境整備課長

それぞれの施設における処理経費の比較ということでございます。処理の方法などの違いがありますので、平成19年度の可燃ごみで単純に比較して申し上げますと、RDF施設では1トンあたり約3万1千円、クリーンセンターでは約1万9千円、桂苑では約2万円というふうになっております。

○ 川上委員

クリーンセンターがガス化溶融炉方式ですね。桂苑が流動床式で燃焼と。RDFというのはチョークくらいの大きさの固形燃料、あるいは灯油も混ぜるんですかね、そうしてつくるんでしょうけど、RDFが1.5倍くらい単価が高いですね。どうしてこんなに高いんでしょうか。

○ 環境整備課長

先ほども申し上げましたとおり、処理の方法が違うところがございまして、一概に言えないところがございまして。また、先ほど言いました処理経費につきましても最終処分場を自ら行っている、もしくは委託していると、そういった違いもございまして、例えば燃料土につきましましてはいま言われましたような桂苑、RDFを比較いたしますと、RDFというのがごみから固形燃料を作るわけですし、その際に大量の灯油を使うと。例えば桂苑であればいま言われましたが流動床ということで、その砂を熱するということが補助燃料と、そういったいろんな

点で違うところがあるかと思います。

○ 川上委員

基本的にRDF方式というのは、破綻しているんですよね。破綻しているとわかっているのに福岡県はあと9年は契約期間があるからこのままいかないといけないということになっているわけです。安全面でも非常に問題があるわけなんです。それに加えていま灯油を大量に使うといわれましたけど、原油高でしょう。加入している自治体には新たな負担が求められてきていますね。9月議会に補正を出そうという自治体もありますよ。税金を投入しないといけないから。という状況があるんだけど、RDFについては真剣にどう対応していくのかを考えないと、飯塚市は破綻しますよね、ごみ行政は。それはあります。あるんだけど、基本方針の中にある統廃合の是非についても考えていくと。もし、ごみ減量を大幅に進めることに成功して、RDFを抜けられたとして、桂苑も抜けることができ目尾のガス化溶融炉が、1本余計につくりましたからね、溶融炉。そこに持ってくればいいじゃないかと。よその町の方だけ引き受けて、お金をもらえばどうですか、というように考える人も中にはおるんです。しかし、これはごみ減量という発想から、あるいは環境問題から言ってもこれは難しいというか、やるべきでないと思うんです。で、自区内処理の原則をきちんと考えていかないといけない。同時に先ほどいったようにリスクの分散というのもあります。ですから、環境センターのことも書いていますけれども、安易な統合の検討というのはなぜ入るのかと思うんですよ。私は環境の専門家集団がおりながら、こういう施設の統廃合というのを安易に書き込むというのはおかしいと思うよね。先ほど斎場のことも言いましたが、斎場とか清掃に関わることとかいうのは自治体の最も重要な仕事ですよ。それを闇雲に、3つあったら1つに統廃合しようとか安易過ぎると思います。私は統廃合というのはこんな安易に使っていいことではないということをごここでは指摘しておきたいと思うわけです。

それからリサイクルプラザについてです。リサイクルプラザを統廃合すると書いているんですね。考えると書いているわけです。2つあったら1つにしたいと。合併だから、ということのようでしょうけど、飯塚市の場合総簡単にいかないじゃないかと思うんですね、発想が。旧飯塚市のリサイクルプラザ、どういう目的を持って設立されたんですか。

○ 環境施設課長

リサイクルプラザの設置目的でございますが、基本的にごみの有効活用という形の中でリサイクルできるものはリサイクルするという考え方に基づいて今現在粗大ごみ、不燃ごみ、空き缶、空き瓶、ペットボトル、トレイについてリサイクルしているという状況でございます。

○ 川上委員

3つのRという一つのリサイクルですね。飯塚市の場合は旧飯塚市のと時から障がい者の皆さんに就労の場、働く場を確保しようということをやっているでしょう。何度も聞いてきましたけれども、作業レベルも非常に高いということでしたね。ところが、あなたがたは、この際統合して民間委託するというんですね。この民間委託と直営委託で障がいのある方々に仕事をお願いしていることと、この辺についてどういうふうにお考えですか。

○ 環境施設課長

今ご質問のように飯塚市、9施設でございますが、飯塚市リサイクルプラザにおきましてペットボトル、トレイ、空き缶、空き瓶の手選別ラインにつきましては、クリーンネット飯塚連絡協議会のほうに委託しております。ご指摘のように障がい者に安定的な就労の、技術を図る上で障がい者等の雇用の場、いわゆる障がい者が社会的・文化的、その他あらゆる分野の活動に参加できる機会を与えられるよう、就労的技術ができるよう支援し、作業することで働く喜びを享受できるような就労の場として位置づけしておりますので、今後とも継続していきたいというふうにお考えしております。

○ 川上委員

そのことと今直営委託でしょう。そのことと民間委託は同じ意味ですか。

○ 環境整備課長

同じでございます。

○ 川上委員

それは継続するということがわかりました。統廃合については慎重に考えなければならないと。桂苑はそれまで分別を大変種類やっていたのを旧飯塚方式に、品種を少なくするとか品目を少なくする溶かしているのがありますからね。よく研究しなきゃならないというふうに思います。

それからエコ工房、リサイクルプラザ工房についてですが、コミュニティバス運行について、書いてあります。これについてはどういう考え方になっているんでしょうか。

○ 総合政策課長

コミバスの運行につきましては、各市の公共施設が市内に点在しております。路線バスが撤退した地域や、交通空白地帯等においては住民の皆様が利用するのに不便な現状も見受けられますので、その解決や民間施設等との接続をどのようにしていくのか、また、公共交通機関との連絡をどのように図っていくのか、有効かつ効率的な運行計画を策定するため、現在各市の調査等を実施していましたが、その内容につきまして現在とりまとめをしている段階でございます。しかしながら来年4月から運航を開始することとしておりますので悠長に考えている時間はありませんので、早期に取りまとめた中で公共交通会議にて順次審議していきます。

○ 川上委員

エコ工房の利用者、相当多いですね。その方々からみなさんは希望とか要望とか、お話を聞かれていますか。

○ 環境整備課長

当然そういった要望を聞いております。

○ 川上委員

そういう要望を聞かれた中にコミュニティバスを是非走らせてもらいたいと。検討が始まっているのはありがたいという声を聞かれたと思います。同時に、直行便ができないかというのも聞いていますか。市民プールとかエコ工房に行くのにずっと遠回りしていくのも大変かなということで、そういうバスで行く場合もあるでしょうけど、直行便というのでも考えてもらえないかという声が出ています。私は聞きましたけど、そういう声は聞いていますか。

○ 環境整備課長

私は直接にはそこまでの声はうかがっておりません。

○ 川上委員

エコ工房の企画だとかに併せた運行がどうしても必要になってきますので、そういった選択肢も考える必要があるんじゃないかということを申し述べておきたいと思います。

それから終末処理場についてですが、増設その場合はPFI手法の採用というふうに掲げているわけですね。増設の必要性の問題について、まずお尋ねします。

○ 下水道課長

飯塚終末処理場は昭和49年4月に汚水処理を開始し、敷地面積5.3ha、全体計画実施最大8系列、8万トンに対し、建設当初は日最大1系列1万トンの能力でしたが、昭和57年に1系列、平成3年度に1系列を増設し、現在日最大3系列3万トンの能力を有しております。今後の整備普及と水洗化にもよりますが、現在処理量は十分能力がありますので、近年の予定はありません。

○ 川上委員

計画区域は計画通り来ているんでしょうけど、接続が半分ですからね。処理能力が3万トンあってもまだ余力がずいぶんありますということなんですかね。それでは、終末処理場が必要

な場合は必要ということなんでしょうけれども、多額の費用を有するランニングコストもかかります、もちろん。それで、小規模の集落型の処理施設を創るというようなことも含めて何が何でも公共下水道でなければならないというところでないところもあると思うんですよ。そういうことも市全体としてよく考えて、終末処理場がむやみやたらに大きくならないようにしなくてすむように、お金をかけなくてすむように努力をする必要があるだろうと思います。その上でこのPFI手法というのがあるんですね。当面は考えておらないということだったんですけども、整備するときにはPFIということなんです、このPFIというのはどういう手法ですか。

○ 下水道課長

PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つでございます。民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を行うこととございます。

○ 川上委員

民間が資金を出して公共施設をつくって維持管理をしていくと。その費用は自分でお金を集める、あるいは市からもらおうと、いろんな手法があるんでしょうけど、日本政策投資銀行とかがお金を貸して支払利息を取ろうと思って考えているやつですよ。イギリスから出発したんですかね。日本型PFIですね。それで、そういう手法で日本全国で終末処理場をやったところがありますか。

○ 下水道課長

日本全国で下水道事業の中は調べましたら4事業ありますが、処理場そのものを全部というのはあまりないように思われます。処理場の中の一部ということで、例を言いますと横浜市下水道局が改良土プラント増殖運営事業というのをやっているようであります。

○ 川上委員

終末処理場以外で、上下水関係でやって、うまくいっていますというところがありますか。

○ 下水道課長

今のところ失敗したとか成功したとかいうことは私のほうで調べておりません。

○ 川上委員

PFIの失敗で有名なのが、福岡市のタラソ福岡ですね。海水を温めて水にして温泉みたいにゆったりしながら、ということだったんですけど、何年もしないうちに倒産しましたね。ゼネコンがエステティック関係のところと連合してジョイント組んでやりだしたんですよ。で、破綻しました。どうしたかというところが引き取ったわけです。税金をかけて。PFIがなかなか日本にかみ合わないんですね。私はこういう終末処理場関係はなおさらかみ合わないと思います。あなたがたは成功例も失敗例も把握しないで基本方針の中にPFI手法の採用などの是非について検討を行うと平気で書いているわけですけど、自分たちは調査もしていないのにどうしてこういうことを基本方針の中を書くんですか。そこをちょっとお尋ねします。

○ 下水道課長

PFI手法といえば、一つの手法でございまして、このほかにもいろいろあると思います。だから今後の増設時につきましてはPFIだけでなくほかの方法もあれば検討していきたいと思っております。

○ 川上委員

では削ってくださいよ、こういうのは。行革は押し込んだかどうか知りませんが、これはどういうことになるかという、基本的に大手金融機関が背景になって、大型のゼネコン、関係のメーカーが一体となって他の参加がほぼ許されないような形で入ってくることになりかねないわけです。地元業者とか論外ですよ。そういうのが最初から予定されているようなのがPFIです。だから、どうするか決めてないようなものに、なぜここにPFIを入れないといけ

ないのか。削除してくれませんか、どうですか。

○ 上下水道部長

そこに書いてありますように、増設の場合にPFI事業がありきではございませんので、それも増改の一つの手法としてその際に是非を検討するというところでございますのでその点ご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

指摘にとどめますけれども、こういうようなものを、今後どうなるかほとんどまだ考えていないという状況の中でPFIとか押し込んでくると将来の政治家、行政幹部、業界、そういった癒着の種をまくことになりかねないんですよ。だから、時期が来ればそれも含めて検討するかもしれないわけでしょう。にもかかわらずあえてそれだけを書くというのは異常ですよ。だから私はこれだけ特別に書くことについては、やめたほうが良いということを指摘しておきたいと思います。それから、コミュニティプラント、それから農業集落排水処理施設、使用料改定と書いてありますね。値下げの方向での改定というのは普通考えられないので、これを値上げと読み替えて意味が通じるわけですけども、このところ、なぜ使用料の値上げを考えないといけないのか説明をしてください。

○ 環境整備課長

私のほうからまずコミュニティプラントに限って申し上げますが、このコミュニティプラントにつきましては筑穂においては、うぐいす台でございます。また颯田につきましては、颯田中央東団地と、そういった二つの施設がございますが、それぞれ設置から考えますと約20年から30年経過しております。当然その間にはいろんなメンテナンス、または場合によっては修繕を施してきているわけでございますけれども、この辺を将来にわたって考えていきますと、当然老朽化が来るわけでございます、その際に当然ながら大規模改修というものも考えなければいけないわけです。そういうところを今後検討する中で使用料につきましても当然考えなければいけないというふうに考えておるところでございます。

○ 川上委員

基本的には⑤番に書いてある後ろですよ。施設利用者の加入促進を図ることが必要であると。農業集落排水処理施設のほうは現状どうなっていますか。

○ 農林課長

農業集落排水事業の現在の加入状況につきましては、今年の3月末で99戸でございましたが、今年度1戸入りまして、現状100戸の加入となっております。

○ 川上委員

処理能力は、対象戸数は何戸になっているとか、決算書の関係でどのくらいまでいけば歳出超過状況は解決できるのか、その辺をお尋ねします。

○ 農林課長

対象戸数につきましては当初事業を行ったときに166戸、処理能力につきましては211m³となっております。それから、現時点の歳出超過の部分の管理費等があるわけでございますが、質問者もご承知だと思いますが、特別会計を組んでおりますので、一般会計からの繰り入れにつきましては事業を構築設置したときの起債の償還金の部分が大部分を占めております。起債の償還金につきましては、平成19年度末で2億8千万円ほど残額がありまして、平成42年度をもちまして起債の償還が終わるようになっております。

○ 川上委員

あと何戸ぐらい加入するとトントンといいましょうか、軌道に乗るわけですか。

○ 農林課長

いま現在100戸でございますが、加入予定戸数が160数戸でございますが、160戸ほどいけば記債償還を除きまして歳入歳出のバランスが取れるわけでございますが、ただし、使用

料につきましては使用料の問題も料金体制の問題も加味されるものであると考えております。

○ 川上委員

市長、ご存知だと思いますけど、ここは内野のことですよ。確か筑穂のタウンミーティングに、私が去年参加したときに、市長が、内野で人口が増えて、そういう状況になるといいなど、お互いを尽くそうじゃないかといわれたのを覚えているんですが、学童保育所を廃止したり、そんなことをやめて子どもが走り回れるようなすばらしい自然があるところですから、人口を増やす努力をすれば増えると思うんですよ。そういう状況の中でこの農業集落排水処理施設も本来の力を発揮する 때가来ると思うんですよ。それもあまり遠くないと思うんですよ。だから、料金改定を先に言っているようじゃ飯塚に住んでも内野に住んでもあまり変わらないと、自然はあるけど料金は高いなというようなことやなくて、そこにすむ魅力を、行きたいなど、内野に住みたいなど思うようないろんな角度からの手当てをしないといけないわけです。そのときに値上げを検討しますというようなことを基本方針の中で書いたら値上げせないかなくなるでしょう。だからこういうのはやめて、その前に加入促進を図ることが重要であると、必要であると、これだけ残せばいいじゃないですか。市長、私の考え方はどうですか。

○ 農林課長

質問者が言われますように、この地区の合併後、内野地区でございまして、水源の上流のほうを占めております。この農業集落排水事業の目的でもありますが、生活環境の改善と農業用水の水質保全を図ることと併せて下流の公共水域の水質保全に寄与することになっております。現在そのように処理されて寄与していることでありますし、環境面の啓発にも役立っていることとございまして。質問者が言われますように、使用料の改定につきましては慎重な検討をして望んでいきたいと考えております。それを前提としまして現時点ではその前に加入促進を図ることを第1次的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

そういうことで内野の活性化に、この施設が、住み着くようにしてもらいたいと思うわけです。

続いて、浄水場・ポンプ場のことなんです。現在本市の浄水場、ポンプ場は談合疑惑のある水道機工に維持管理を民間委託しているわけですよ。それ自身が大変な問題があるわけです。同時に「統廃合により施設を新設する必要がある場合は」と、またPFIなんですよ。これはまた同じことですから繰り返しませんけど、統廃合等により施設を新設する必要がある場合とかいうのはどういったことが考えられるのかお尋ねします。

○ 上水道課長

上水道課が管理しております施設は、浄水場、排水池、ポンプ施設等を含めて92施設に及んでおります。原水の水質悪化に伴い、処理単価が非常に高い颯田浄水場については、颯田全域を鯉田共同浄水場から給水変更し、平成22年に廃止することにしております。また、排水池の統合は、近接している複数の排水池を、また、老朽化に伴う更新を併せて計画するものでございまして。施設の効率化を図る運用を考えております。

○ 川上委員

最後に同じことなんですけれども。PFI手法の採用ということについてこだわらないということのようですから、ここも削除して考えてもらいたいということを述べて質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:02

再 開 13:00

委員会を再開いたします。先ほどの審査中、市営住宅に関わる川上委員の質問に対する答弁

について、一部補足したい旨の申し出が執行部からなされておりますので、発言を許します。

○ 建築住宅課長

先ほど川上委員からの質疑の中で統廃合と入居者の合意というところで筑穂浦田の現地建替えの関係につきまして、お答えいたしますが、現在、筑穂浦田団地につきましては建設計画中でございまして、現在入居してあります皆さんと建替えについての協議をしているところでございます。委員からの指摘事項を十分ふまえて今後粘り強く住民の方と協議をしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○ 委員長

続きまして56ページ、農産物直売所、農産物加工所について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

農産物直売所と加工所については資料2、50ページ、51ページに現状が書いてあります。こうして見ておりますけれども、この施設は廃止、統廃合、民間移譲、又は民間貸与の方向で検討するという点について、基本方針の中に書いてあって、理由付けが表に書いてあるんですが、非常にわかりにくいんですね。この廃止、統廃合、民間移譲、または貸与で財政効果がどれだけ生まれるのかというのがよくわかりません。その辺を説明してもらえますか。

○ 農林課長

ご質問の財政的効果につきましては、当初補助事業等で設置したわけでございますが、今後民間移譲、貸与等の様々な角度から検討するわけでございますが、老朽化にあたり大規模改築が訪れるときにその経費をどうするかというのは大きな課題でございまして、通常の平年的なベースでいきますと財政的効果につきましては、庄内の農産物加工所におきまして、光熱費等の部分を市が経費的に払っておりますので、現在、仮にそのまま民間に渡しますとこの経費が浮くというくらいでございます。

○ 川上委員

だから、ランニングコスト、維持管理に関わる削減というのはほとんどわずか長くということになるわけですね。あなたたち建設するときがくればその費用がかかるということのようですね。今の段階からこういうことを明記して方向で出す必要があるのかと思うわけです。日本の食糧の自給状況が非常に低い、これをどうにかしないといけない。それから地産池消を進めなければならないというときに、廃止だとか言う言葉を含めて打ち出すとかいうのはまずいんじゃないかと思えます。廃止・統合と、民間移譲、民間貸与は概念が違うでしょう。廃止・統合というのは、もういらぬよということでしょう。民間移譲、貸与というのが、ものはいくらでも市がしきらないということでしょう。だからこれは同列でずっと並べてあるけれども、同列で並べられない言葉なんですね。その辺はどうお考えですか。

○ 農林課長

様々な角度から検討したいという趣旨でございます。

○ 川上委員

それだったらこういうことをわざわざ書き込む必要もなからうと思うわけです。合併前からそれぞれあまりお金がないといわれている自治体がいろいろ工夫、知恵を出して寄ってきているわけでしょう。そして住民からも非常に喜ばれている、地域からも喜ばれているそういう施設だと思えますので、廃止先にあり気とも思えるような基本方針の打ち出しというのは納得いかないということを指摘しておきたいと思えます。

○ 原田委員

関連。

○ 委員長

原田委員。

○ 原田委員

この件ですけど、この文言の内容の中に「市内や近隣には農協等が経営する同種の直売所があり」とか、こういった文言があるわけですよ。例えばこの中で庄内に関して言えば同種の直売所はないんですよ。これきちんとした調査をされてあるんですか。昨日でも申し上げましたけれども、やはりきちんと精査した上、というのが見えないんですよ。だからこの文言は明らかに間違っているのが堂々と載っている。この文言を作成した人になるのが行財政改革の推進委員会の委員さんでしょう。委員会の中で行われて、行革の推進本部が出したということですよ。そういうことでしょうか。これはどこら辺でこういった文言が出るような経過になったんですか。お尋ねいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:09

再 開 13:10

委員会を再開いたします。

○ 農林課長

委員から質問がありました「市内や近隣に」という件でございますが、この表現につきましては庄内地区ということではなく、飯塚市内というとらえ方で述べておるものでございます。近隣につきましては、嘉麻市さんとか田川の添田町さんにもございますので、そういう意味の表現でございますのでご理解をお願いしたいと思います。

○ 原田委員

今のは答弁になってないですよ。苦しいと思うでしょう、自分で今答弁されていて。答弁になっていませんよ、それ。最後にも書いてあるじゃないですか、地産地消の推進とかいわゆる農業の後継者問題とか、今いろんな問題があるわけですよ。それを進める一環ですよ。今川上委員から発言がありましたようになんで今からこれを出してやるのか。私も本当にそのとおりだと思います。今からこれやることによって、こういったものを伸ばしていくという芽をつぶすということになるんじゃないですか。このあたり、将来的な展望をふまえてどんなふうにお考えなのかお尋ねいたします。

○ 農林課長

あくまでも廃止・統合というのが第1というような前提でございませぬ。確かにいま委員が言われますように農林行政上、地産地消を飯塚市も昨年地産地消推進計画をつくりまして推進しているところでございます。こういった庁内も含めましてJAさんの直売所、ふれあい市の方を含めまして積極的に地産地消の推進と地元のその地区で取れた農産物をその場で販売をいただきたいと。仕入れについては近くの農家からできるだけ販売ルートのために確保していただきたいということでございますが、表現からみますと、こういった表現に委員さんが言われますようなとらえ方になるかと思いますが、市の農林行政としましては、できるだけ残して地域の農家の貢献に寄与するとか農産物の販売の促進の一つ、地産地消の促進の一つの場所として今後も進めていきたいというふう考えております。

○ 原田委員

いま言ったことを忘れないでください。非常に重要なポイントですよ、いま課長が答弁されたことは。梶原部長が渋い顔をされてあるかもしれないけれども。いいですか、いま本当に非常に重要なポイントですからこれを是非覚えておいてください。商業と農業が競合するんじゃないんですよ、これは。例えばどこどこのどなたが作られたキャベツですよとか、販売系統も違うわけですよ。地産地消のまさに先端に行く施設であると思いますので、今後ともよろしくお尋ねいたします。

○ 委員長

続きまして57ページ、八木山ユースホステル、八木山高原集会所の質疑を許します。

○ 川上委員

老朽化が進んでいる施設であり、同時に大きく時代が変わったということで利用者増も見込めないというふうなことが予想されると書いてあります。それで、民間譲渡、売却か民間移譲の方向で検討すると書いてあるんですが、これは現機能を有したまま譲渡、売却、移譲するという考えなのか、いかようにもお使いくださいということで売却するという、あるいは渡していくという考えなのか、その辺のお考えを聞かせてください。

○ 商工観光課長

今のご質問につきましては民間譲渡、民間移譲でございますので、そのままの格好で売買する方向と、現管理者が実際に引き続き使っていただくということでの方法を検討していくということでの表現でございます。

○ 川上委員

それは、三菱マテリアルが飯塚市に土地を売りましたね、炭坑の跡地を。あの時工業団地に必ず使ってくださいと。工業団地を早急に造成するようにと条文の中にうたっていますね。と同じように、ユースホテルとして活用してくださいと。高原集会所として継続してくださいというのを義務付けて移譲するんですか。

○ 商工観光課長

その分につきましては今後どちらにするかというところでの検討を行っていくところでございますけれども、譲渡を受けられる方の考え等もございますので、そこらあたりは流動的に考えたいと思っております。

○ 川上委員

そうすると、ここはいろんなところを書いているけど、利用者増が見込めないので市としては投げ出すよということなんですね。

○ 商工観光課長

ここらの施設につきましては、先ほど議員も言われましたように、建築40年以上が経過いたしておりますので、売買又は譲与の方向で進めたいということで検討していきたいと考えております。

○ 川上委員

私はこれらの施設は社会教育的に主に使われているんじゃないかと思うんですね。観光というのもあるんでしょうけど。それで、資料2を見ると、広く利用されておると、それからユースホテルの方は外国人の方の利用もよくあるんだということで、重要性を強調しているじゃないですか。重要性を強調しているけど老朽化が進んで建替えないといけなときにはお金がたくさんかかると。ここをどうするかということを考えられたと思うんですね。結論的に投げ出そうということでしょう、この基本方向は。どういうことを考えてこんなに大事なんだけど金がないから投げ出そうということなんだろうけど、そこをどうという考え方をされたかお尋ねします。齊藤市長、言われたことあるでしょう、繰り返し。篠栗までは観光客も多いいけど、なかなか峠を越えてもらえないと。この峠を越えてもらうためにどういう努力をしたらいいだろうかということで繰り返し言っているじゃないですか。峠を越える最初の入り口がここですよ。そういうことも考えて検討したでしょう。どういう検討をしたのか聞かせてください。

○ 商工観光課長

八木山の高原ユースホテルにつきましては、言われました青少年の旅行者のため、手軽で健全な宿泊施設として建築されたものでありますけれども、先ほどから言っております、建築40年が経過しておりますし、利用者もございますけど、市民ニーズ等の多種多様化によりまして利用者増が見込めないということと、あわせてまして厳しい財政状況を考えまして引き続き市がユースホテルを運営することについてどうかということについて検討しました結果がこ

ここに記載しているとおりでございます。

○ 川上委員

いま答弁がなかったですね。あまり考えてないと。とにかく建替えるだけの金があるわけないんだから投げ出そうというふうにしかな聞こえないんですね。だから大きい観光行政でも社会教育の振興とかいう点からいっても、まともに考えてないということでしょう。部長、どうですか。

○ 経済部長

先ほどから担当課長が説明させていただいておりますように、相当老朽化いたしております。ただ質問者も申されますように現在八木山地区につきましては観光行政の目玉として八木山をどういう開発をしていくかということで担当課のほうで協議いたしております。その中で社会施設等の意味合いもありますし、いろんな角度から検討して場所もここでいいのかというようなこともございますので、そういうことの中から民間移譲、それから民間譲渡、そういうのを含めて今後十分検討していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

いずれにしてもこれを廃止するという決意は固いようですね。廃止するんでしょう。

○ 経済部長

廃止するということじゃなくて、場所も含めてこういう外国人の方もお見えになっていますし、青少年の方も安くて泊まれるような場所、また研修もかねてできるような場所をここでやったらいいのかどこでやったらいいのか、そういうものを広く全市的に考えて、また生涯学習部の方とも協議しながら考えていきたいと思っております。

○ 川上委員

今部長が答弁されましたけど、そのようにお考えでしたらそのように書いたらいいじゃないですか。そのように書かないで先ほど私が指摘しているようなことしか書いてないわけですよ。観光の観点、社会教育の観点から全市的によく研究していくということなんでしょう。そう書いたらいいじゃないですか。そのように指摘してこの質問を終わります。

○ 委員長

58ページ、観光宿泊施設について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

庄内温泉筑豊ハイツ、大規模改修工事が必要な時期が迫ってくるだろうと。民間移譲だとか考えないといけないということなんですね。いま指定管理者制度でいっているわけですがけれども、どう評価されていますか。

○ 商工観光課長

庄内温泉筑豊ハイツの指定管理者であります財団法人筑豊勤労者福祉協会は、筑豊ハイツの恵まれた環境を活かし、利用者に満足していただける施設として職員の知恵を集め企画商品を開発し、営業活動に力を入れ、集客に努めております。また、経費の節減や職員のコスト意識の徹底に努めるなど、経営努力を行っているところであります。平成17年度末にありました累積赤字2,100万円につきましては、平成19年度末には700万円となっております。これも指定管理者制度における柔軟かつ効率的な運営と指定管理者の経営努力の結果だと認識をしております。

○ 川上委員

指定管理者制度はうまくいっているというわけですね。うまくいっているというんだったら民間移譲というのをなぜ検討しないといけないんでしょうか。

○ 商工観光課長

庄内温泉筑豊ハイツにつきましては平成18年4月1日から5年間指定管理者として財団法人筑豊勤労者福祉協会に施設の維持管理、運営を委託しております。指定管理のメリットを活

用して先ほど述べましたように、恵まれた環境を活かし、利用者に満足していただける施設としてサービスの向上や新しい企画商品を開発し、経営努力を行っているところであります。指定管理者制度をもっとも活用している施設ではありますけれども、さらに民間活力を活用するため柔軟かつ効率的な管理運営が期待できる現指定管理者への譲渡を含め、民間移譲の是非について検討を行いたいということでここに記載させていただいております。

○ 川上委員

私の考え方而言えば、指定管理者制度はうまくいっているというふうにあなた方は言っているわけでしょう。これが終わると。終わった段階で直営でいくか指定管理でいくか考えないといけないいでしょう、その段階で。直営のほうがいいんだったら直営でいく。指定管理のほうがいいんだったら指定管理でいくということになるわけでしょう。そのときに移譲とか言う新しいテーマができるのかもしれませんが。その評価もしないで今から移譲と書いているわけですよ。そこの考え方がよくわからないんですね。他にも指定管理をやっているところがたくさんあるでしょう。こういう考え方でいったらとにかく民間活力を使えというので民間に投げ出そう、民間に投げ出そうというのをみんなそういうふうに書いているわけですよ。そしたら例えば旧筑豊労災病院の飯塚市立病院、指定管理者が始まったばかりです。で医者も足りないという状況があると。経営的にも困難になってきますよね。民間移譲ということになりますよ、あなた方の安易な発想而言えば。同じ考え方ということになりますよ。どこにそのポイントを置いて考えたのか聞きたいわけですよ。お尋ねします。

○ 商工観光課長

質問者が言われますように、現在の指定管理者であります筑豊勤労者福祉協会につきましては指定管理者制度の活用を十分に図っておると思っております。先ほどいいましたように、指定管理者制度を含めまして、さらに民間活力を活用するためにはどうしたらいいかということを含めまして現在の指定管理者への移譲を含めて検討したいということで記載させていただいております。

○ 川上委員

いま医療関係の仕事をしている法人が医療だけではなくて健康だとか福祉だとかいろんなことを手がけようとするそういう時代ですよ。団塊の世代がターゲットになるんですね。そういう意味ではこの庄内温泉筑豊ハイツというのはそういう医療法人とかを母体とするところが受け皿になりたいという可能性だってありますよ、確かに。しかしそういう状況がわかっている中で飯塚市が早くも指定管理期間も終わらないのに、もう民間移譲しますと言ってしまいうんですか。もう少し市民のための低廉な公共施設を運営するという立場で、もう少し真剣に考えた後が見られないわけですね。どうしてこんなに安易にポツと投げ出そうとするんでしょうね。どういうことを検討したのか聞かせてください。

○ 経済部長

先ほどから課長が答弁いたしておりますように、現在指定管理者のほうの経営努力によりまして経営状況も順調に行っております。順調にいっているときだからこそ将来にわたってどういう経営をやっていくかというようなことを含めて、ここに指定管理者への移譲を含め、民間移譲の是非について検討していきたいということでございますので、すぐ民間移譲するとか指定管理者制度を廃止して民間に移譲するとかそういうことではございませんので、ご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

すぐしないんだったらこんなふうを書く必要ないじゃないですか。もうここを次は私がもらいたいと。そういうことを相談しに来ている民間企業あるいは法人があるんですか。相談に来たことがあるんですか、ないんですか。

○ 経済部長

そういう話はありません。

○ 川上委員

だったらこんなに慌てて、方向性もないのに基本方向の中に書き込む必要ないでしょう。削除したらどうですか。

○ 経済部長

先ほど来答弁させていただいておりますように、利用者のニーズにあった柔軟な公的な活用をしたいと。例えて言えば温泉ハイツですので温泉もございます。ただ、日帰りと宿泊者と一緒の温泉に入っていると。狭いところで。そういうことからいろいろそういう、中を変えると。いうんですか、変えるというんですか、温泉をもう一つ作るとか、いろいろ利用者ニーズがあります。そしてハイツですので、部屋にはお風呂もないとかいろいろ利用者の方から要望が出ております。それを含めて今後検討していきたいと、そういう中で民間移譲の是非といいますか、民間移譲したらいいのか指定管理者で行ったらいいのか、そういうことを含めて検討させていただきたいということでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

あまり長くここばかりやるわけにはいきませんがね。指定管理機関が終わったらその段階で考えたらいいですよ。それで、市立颯田病院、これは長い間財政力の強くない颯田町が町立公立病院として支えてきたわけでしょう、一所懸命。これを民間に投げ出す。それから愛生苑。これも民間に投げ出す。そしてどうかしたら市立病院だっていつまで持つかわからないような経営状況になっているわけじゃないですか。あなた方は医師確保の努力もまともにやらないでしょう。どこが引き受けるんですか。こういう条件の中でこういう健康施設ですよ。また投げ出すことを書き込もうとしているわけでしょう。何かいきすぎじゃないですか。今の段階でこんなことを書き込むのは異常だと思いますので、そのことを指摘しておきたいと思います。

それから旧伊藤伝右衛門邸、長崎屋、旧松木醤油屋について指定管理者制度の導入、民間ボランティア団体の育成支援ということが書いてあります。具体的にはどういったふうに考えておられるのか、お尋ねします。

○ 商工観光課長

まずボランティアガイドの団体の育成支援につきましてですけれども、旧伊藤伝右衛門邸を拠点に現在ボランティアガイド、筑豊飯塚観光案内人に活動をしていただいております。昨年の4月28日以降27万5千人以上の観光客が伊藤邸に来ていただいております。これはボランティアガイドの活躍が大きいと認識しております。今年度に入りまして新たに新規のボランティアガイドの養成講座を開催いたしまして、ボランティアの拡充に現在努めているところでございます。ボランティアガイドの支援につきましては今年度実施しております養成講座やガイドの大会への参加など、研修費、役員会定例会、総会などの会場の幹旋や資料の準備、伊藤邸での飲料水の提供などを行っているところでありまして、今後ボランティアガイドの位置づけも活動の範囲なども含めまして観光協会、ボランティアガイドの組織であります筑豊飯塚観光案内人と協議を進めていきたいというふうに考えております。また、旧伊藤伝右衛門邸、長崎屋、旧松木醤油屋の指定管理者の導入の是非についての検討でございますけれども、歴史的文化遺産でもございます観光施設でございますので、これが実際指定管理者制度になじむかどうかも含めまして、柔軟かつ効率的な管理運営ができる指定管理者制度の導入の是非については今後検討を行いたいということでここに記載させていただいております。

○ 川上委員

国指定とか県指定の文化財の指定管理者による管理運営というのは少し研究されていますか。

○ 商工観光課長

そこを含めまして今後研究していきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

どこか調べたところがありますか。

○ 商工観光課長

申し訳ありませんけど、そのところの調査を行っておりません。

○ 川上委員

そうすると、旧伊藤伝右衛門邸に指定管理者制度導入というのは時期早々というか、勇み足じゃないですか。文化財指定を要請するんでしょう。そうすると、基本方針に書き込んでしまったら後戻りできにくいんじゃないですか。はずしたらどうですか。

○ 商工観光課長

この記載につきましては旧伊藤伝右衛門邸などということですので、現在指定管理を行っております内野宿友遊館「長崎屋」も含めたところの記載でございます。そういうところでご理解をお願いしたいと思います。

○ 川上委員

「旧伊藤邸などの」という7文字を削ったらどうですか、まず。

○ 商工観光課長

ここに記載しておりますのは、当然旧伊藤伝右衛門邸につきましても指定管理者導入の是非についての検討はしてまいりますけれども、それ以上に民間ボランティア団体の活用等を含めたところの記載でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 川上委員

民間譲渡とかもそうですけど、指定管理者の導入とかも安易にやるべきでないと思うんですよ。基本方針の方向性に書いてしまえばその方向に目が行ってそうくなっていくわけですね。民間ボランティア団体については、私はボランティアという言葉の意味のこともあるでしょうけど、必要に応じて適切な財源を使って支援をするということもあるんじゃないかと思うんですね。交通費とかね。そういう工夫はしてもらいたいなということで要望にしておきたいと思います。

○ 委員長

続きまして59ページ、その他の産業経済施設について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

新産業創出支援センターの現状をお尋ねして、その次に経過、設立目的をお尋ねしたいと思います。現状からお願いします。

○ 産学連携室長

本日産学振興課長が出席できませんので代わって答弁をさせていただきます。新産業創出支援センター、トライバレーセンターの現状でございます。トライバレーセンターにはインキュベートルームといわれるのは全部で19室ございますけれども、現在の入居状況は10室となっております。それと設立の経緯でございますけれども、トライバレーセンターはトライバレー構想、平成15年に取りまとめた産業支援施策でございますけれども、トライバレー構想においてベンチャーを支援するのに必要な施設として建設されたものでございます。

○ 川上委員

19室あって現在10室使っておるということですね。資料2の57ページを見ますと、20室の12室入居となっているんですね。これは時期的なことですか。

○ 産学連携室長

まず57ページの表でございますけれども、ここに書いておりますように企業誘致スペースが1室とそのほか育成支援・研究開発室が8室・11室と合計20室という部屋でございます。先ほど私が答弁させていただきましたのは、8月1日現在の数字で19室というものにつきましては、現在の状況は企業誘致スペースが1室入っております。そのほか育成支援室と研究開発支援室が7月末現在においては19でございますけれども、8月現在においてはでございますと、――失礼いたしました。入居状況については、ここに書いておりますように部屋数は育成

支援と研究開発で、合わせて19室でございます。入居は11室となっておりますが、先ほど申しましたのは8月現在においては10室ということでございます。

○ 川上委員

事情はいろいろあるんでしょうけど、入居は半分と。退去が続いておるということですね。今後見込みはどうか。

○ 産学連携室長

最近この退去企業が出ました理由といたしましては、センターで行っていたプロジェクトものが終了したとか、あるいはビジネスに近いところに移転したとかそういうような理由がございまして今の状況になっているわけでございます。ただ、施設の有効活用を図るという点においては引き続きまして入居企業の募集とか、そういったことによってトライバレーセンターの有効活用を図っていきたいと思います。

○ 川上委員

まだ今後減っていく可能性、見込みはないかと聞いたんですけど、調べてないですか。

○ 産学連携室長

今の入居企業さんを見てもみますと、現状のままで入居状況が推移するものと思われま

○ 川上委員

そういうことでしょうか、あなた方が知らないうちに退去していつているわけですよ、企業は。なぜあなた方が知らないうちに退去していつているのか考えないといけないわけですね。市営なんでしょう、これは。それで指定管理者制度ですね。指定管理者制度はどこにしていますか。

○ 産学連携室長

株式会社福岡ソフトウェアセンターでございます。

○ 川上委員

その企業はどういう仕事を受けているんですか。ビルの管理運営だけなのか、それとも入居してもらおう企業も探して入ってもらおうと、出て行こうとするならちょっと待ってくれと、そういう仕事も入っているわけですか。

○ 産学連携室長

指定管理業務といたしましては、主として施設の維持管理業務ですとか、使用料の徴収業務を行っております。センターの維持管理業務と申しますのは清掃業務とかあるいはエレベーター、空調機器の保守点検、警備等の業務となっております。

○ 川上委員

資料2の57ページに指定管理者である福岡ソフトウェアセンターの概要というのがありますね。資本金が10億4700万円ということですかね。市が1億5千万円出資しているんですね。株式会社ですよ。これだけ入居者が減っていると。普通、自社ビルだったら倒産している会社です。なぜ倒産しないかという、市立というか市の持ち物だからですよ。名前の書いてある企業があるでしょう、麻生セメント、九電工、福岡銀行、西日本銀行と福岡シティ銀行—これは合併したんですかね—深田環境開発工業、FCCテクノ、巧電社、とっくの昔に解散していますよね。解散しないで存続しているわけですよ。市営だからですよ。この企業にはこの株式会社に名前を並べている企業で子会社、グループ会社が入居している企業がいくつありますか。

○ 産学連携室長

ここに掲げている会社のそういった関係の会社というのは入っておりません。

○ 川上委員

あえて言えば麻生ぐらいですね。同一ではないですよ、グループという点ではね。他は部屋が空いても市の責任ということでほとんど何も対応しないわけですね。そういう企業ではない

わけでしょう。指定管理者だから。それで会長は県知事ですよ。それから副会長は飯塚市長、社長は麻生情報システム、専務がソフトウェアセンターと。わかりにくいですね。取締役がずっと書いています。梶原経済部長も入っているわけですよ。ここにもう少し努力をお願いできないのかなと思うわけですよ、私は。そこでここに「等」と書いていますね。「飯塚市経済部長等」と。「等」はどういったところが「等」になっていますか。

○ 経済部長

その上に書いておりますけれども、こういう企業の方々に取締役にご就任いただいております。それから先ほどのソフトウェアセンターの指定管理者としての業務では先ほど室長が答弁したとおりでございますが、ソフトウェアセンター自体、建物の中でインキュベーションルーム的なものをやっております。ソフトウェアセンターは部屋が広いので、狭い部屋でいいというようなことがあったときには当然トライバレーセンターを紹介していただくとかそういうことも日常的にはやっておりますので、何も関わっていないということではございませんのでその点ご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

そういう自覚はあるということですね。部屋が空いているままにするわけにはいかないという自覚があると。飯塚市経済部長の横にある「等」がありますね。等の中にはどういう企業だとかが入っていますか、個人とか。

○ 経済部長

先ほど答弁させていただきましたように民間の出資会社書いております、九電工、福岡銀行とか、そういう方々の取締役に就任をいただいております。

○ 川上委員

だからどれですか。どこですか。民間と書いてあるところ全員ですか。

○ 経済部長

私が記憶しているところでは九電工、福岡銀行、西日本シティ銀行、深田環境開発工業、福岡の方の情報産業関係の企業で3社ほど、それから安川電機の関係、そういうところに入っております。

○ 川上委員

この資料は下のほうにスペースがいっぱい空いているでしょう。だから、これは議会提出を前提にした資料なので、取締役については正確に全員書いて出し直したらどうですか。深田環境開発とか、なじみのある企業があるんだから、ちゃんと、ね、どうですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:49

再開 13:59

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

福岡ソフトウェアセンターの役員体制のわかる資料を要求したいと思います。委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。ただ今、川上委員から要求のあっております資料は提出できますか。

○ 産学振興課産学連携室長

資料として提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただ今、川上委員から要求がありました資料については、要求するこ

とにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されていますので、事務局に配付させます。

(資料配付)

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

資料を頂きました。人数が少し合わないですね。これは、監査役3名を入れて25人ということですね。そこで、どうして私がここでソフトウェアセンター、指定管理者についてここまでお尋ねしているかということ、私はこういうふう考えたんです。もともと飯塚リサーチパークは、アメニティゾーンも入れると支払い利息を含めて49億2,100万円投入したことになるわけですね。で、土地を売って元を取らないといけないのに、売れた土地は1億5千万円。従って、49億7千万円は税金で銀行に金を返しているわけですね。このことについては繰り返しいっておりますけれども、これと似たような状況がここで起こっていると思うわけです。で、少し担当課に聞いて調べましたが、この新産業創出支援センターが建っている土地はリサーチパークですね。従って、市には土地代は入っていないわけですね。言わば第3セクターですから。そしてこの建物は5億4千万円でしょう。で、市が出してるんですよ。市が造った土地に市が建物を建てて土地代は入らない、そして今日まで来てるわけですね。なかなか満杯にはならないわけですね。それで、本来で言えば、この株式会社が自分で土地を買って建物を建てて、そして入居者を募るといってもいいわけですね。市長の会社である一番食品も出資してるでしょ、これ。取締役が出てるんですから。ですから、こういったところをね、民間活力というなら、民間が頑張って土地も買って建物も建てて、やればいいわけですね。ところがこの民間は、官に税金を出させて、そして自分たちは管理だけをやっている状況ですね。で、これだけ部屋が空いても平気な姿ですね。ここを考え直さないといけないんじゃないですか。違いますか。

○ 経済部長

新産業創出支援センターというのは、俗に言う、トライバレーセンターといいまして、福岡ソフトウェアセンターは別に事務所を持っております、斜め前に。そこは当然リサーチパークの中にありますけど、土地は市のほうが貸して、建物は自前で建てて、そこで、先ほど言いましたようにSEの養成とかインキュベートルームの経営をやっております。その斜め前にトライバレーセンターがありまして、その指定管理者になっているということでございます。

○ 川上委員

それは分かってます。私も行ったんだから。7月17日に行ったんです。で、がら空きになっている状態を見て驚いたわけですね。そんなのがら空きになっているはずはないというのが担当課の説明だったんです。しかし、現実になってたわけ。出て行ってるの、担当課は知らなかったんです。あなたも知らなかったはずですね。だから、本来、ソフトウェアセンターは事務所を別に持ってるかもしれないけど、形からいけば今言ったとおりですね。自分がここで土地を買って、自分が建物を建てて呼べばいいじゃないですか、ここにも。それをしないで、半分くらい空いてる。それにまともな責任を負ってしないというのが問題だと言ってるわけですね。そういうところではあるんだけど、じゃあ、この間、平成15年スタートなんですけど、これだけ税金つぎ込んでるんだけど、どれだけ初期の目的に接近したのか、その評価はどうされているのか、お尋ねします。

○ 経済部長

トライバレー構想に基づいて、そのコア施設ということでトライバレーセンターを建設しております。成果といたしましては、市内のベンチャー企業が、リアルタイムに眼底血流の

動画を表示する撮影装置を開発し、国内の大学病院への採用が決まったり、また、開発したソフトウェアが、首都圏で開催されております情報通信技術の展示会で、業界大手と肩を並べて表彰を受けるなどの事例が生まれております。産学連携の成果としては、市内中小企業が近畿大学と共同研究を行いまして建築資材を開発するなどの成功事例も見られております。また、ベンチャー企業の設立につきましては、今まで80社ほどベンチャー企業が生まれております。そのうち市外に転出した企業が約30社で、現在市内に50社ほどございますが、これにつきましては残念ながら、本市におけるマーケットが小さいということで、首都圏や福岡都市圏への転出が見られております。

○ 川上委員

あなた方はこのプロジェクトの時に、100社残すというのが目標だったんですね。そうでしょう。そうすると、いろいろでこぼこあるでしょうけど、現状は半分の到達ということなんですね。そもそも飯塚リサーチパークを造る計画が出た時に、1992年でしょう、で、1993年着工でしたかね。その頃からもう、バブルも飛んでるし、この情報関係は難しいところに来てますよという議論をあなた方はしてるでしょ。それを承知のうえで、このリサーチパークに突き進んできたわけです。それから十何年かたって、こういう状況になってるんです。そこで、今後の課題をどう考えているのかお尋ねします。

○ 産学振興課産学連携室長

トライバレーセンターへの入居につきましては、先ほど申し上げましたように、今は空きがある状況ですので、これについてはホームページの活用ですとか、各種展示会とか、あるいは大学で行われるセミナー、いろいろな場を活用して入居企業の募集を図っていきたいと考えております。その他、市内におけるベンチャーの施策につきましては、先ほど委員が言われたように、目標到達には至っていない状況ではございますけれども、今後におきましてはこれまでの施策において足りなかった部分を強化していくなどして、ベンチャーの支援を行っていきたくて考えております。

○ 川上委員

どうして民間譲渡とか、考えないんですか。このソフトウェアセンターに買取を求めたらどうですか。土地と建物と。安く売らんじゃないですよ。もともとの販売予定だった価格、それから少なくとも5,400万円、減価償却した分を除いて、ここに買ってくれと言ったらどうですか。あなた方は潁田とか庄内の農産物直売所とか農産物加工所、住民に最も密接でこれからも大事と思われるものについては、あるいは庄内の温泉、筑豊ハイツ、指定管理の期間も終わらないのに、先ほど言ったように闇雲に民間移譲を含めて検討すると言ってるじゃないですか。私は、この新産業創出支援センターというのは、もともとこの株式会社がやってしかるべきだと思いますよ。そういう考え方から言えば、ここが買い取っていいんじゃないですか。どう思われますか。

○ 経済部長

平成15年にトライバレー構想を発表いたしまして、それ以降、産業支援を行っております。産学官連携、それからベンチャー支援、企業誘致・案件創出などを掲げまして、地場企業の活性化、それから企業誘致にも取り組んでおります。そういうトライバレー構想を進めていく中でのコア施設として、市のほうでベンチャー企業等を支援しながらやっていくということで、今のまま入居率を上げながら、また大学発ベンチャーあたりを支援しながら、地域の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

あまりくどくは言いませんけどね、隣の58ページ見てくださいよ。庄内温泉筑豊ハイツのところ、読んでくださいね。真ん中あたりね。「この宿泊施設は重要な施設であるため、今後も存続させる必要があるが、公として引き続き経営を続ける必要性などを考えると民間活力を活

用するほうが、より利用者のニーズに合った柔軟で効率的な管理運営が期待できることから、現指定管理者への移譲も含め民間以上の是非について検討することが必要である」と。これをここに書いたらいけないですか。市民にとって大事なやつについては、大企業を含めて売り飛ばそうとする。しかし本来、大企業がこれだけ固まってるわけですから、大企業がやってしかるべき施設については、あくまでも税金を回収せずに市がやり続けようとしているわけですよ。これ、いくらで売れますか。47億7千万円、税金つき込んだでしょ。で、あなた方は歴代の市長とか部長も含めた幹部に責任を求めないと言いましたね。土地が出来てるから。そう言ったでしょ。じゃあ、この土地、売らないといけないでしょう。この民間に買ってもらったらいけないですか。そう思いませんか。私はそう思いますよ。だから、いや、検討でございますから、と随分言われますけど、そしたらこの民間に適正価格で、税金を取り戻すために買ってもらうという交渉を始めるということを書き加えませんか。どうですか。

○ 経済部長

先ほどから答弁させていただいておりますように、地場企業の活性化を図るうえでコア施設としてトライバレーセンターを設置しておりますので、現状で活性化できるように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

続けて川上委員。

○ 川上委員

59ページに卸売市場のことが書いてあります。民間譲渡という考え方が記されているわけですが、基本的な考え方について、もう少し説明をお願いしたいと思います。

○ 農林課長

卸売市場におきましては、近年、福岡県ではまだないですけれども、他の県で公設市場の民営化というのが進んできております。そのような状況の中、本市におきましても、今後そういった情報を収集し、関係団体、国・県と協議して、民間移譲の是非について勉強会なり検討を今後進めたいという考え方でございます。

○ 川上委員

次に乾燥調整施設について、移譲と書いてあるんですが、どういう想定になっているのか、お尋ねします。

○ 農林課長

乾燥調整施設につきましては、現在、指定管理者を導入している施設は筑豊乾燥調整施設がございまして、こういった観点から、指定管理者利用者の意見なりをお伺いしまして、今後のあるべき姿と申しますか、関係団体への移譲の是非について検討を重ねたいというふうに思っております。

○ 川上委員

これは指定管理者が困るという場合は、ゴリ押しをしないということですか。

○ 農林課長

指定管理者との指定管理期間が10年間、この施設については設けておりますので、先ほどもいろいろ指定管理者についてはご意見が出ておりましたが、十分に指定管理者と協議して、その後について検討したいというふうに考えております。

○ 川上委員

ゴリ押しをしないということで、いってみたいと思います。ライスセンターについて、併せてどういう事情か、移譲となっておりますけど、お尋ねします。

○ 農林課長

ライスセンターにつきましては、利用者なり利用組合が現在使用されているわけですが、今後、建物の老朽化等が出ておりますので、これにつきましても先ほどの乾燥調整施設

と同じように、利用者の意見を交えまして十分に検討を重ねたいというふうに思っております。

○ 委員長

続きまして60ページ、本庁・支所・出張所について、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

60ページの①に明確にこころへんでは、建替え等の時期を検討することが必要であると述べてありますので、建替え等の時期ですね、基本的には今いろんな要素があると思うので、これは大事なことだと思っております。どういう考え方で、これは書いてあるんですか。

○ 総務課長

本庁の建替えに時期につきましては、現在のところまだ検討いたしておりません。方向性に示されておりますとおり、市民サービスに支障をきたすというふうに判断される時は、市民の意見を聞きながら、そういった時期を検討することになるかと考えております。

○ 八児委員

確かに、そのとおりと思いますけども、基本的は合併の時のいろんな協定項目があると思うんですが、その中にもありますけど、一つにはそういう検討もされると思いますけど、大事なことは建替えるということがでており、また建替えなきゃいけないと思っておりますが、合併特例債との兼ね合いがあると思いますが、その考え方はいかがでしょうか。

○ 総務課長

本庁の施設は、ご承知のとおり40年以上が経過しておりまして、老朽化が著しくなっておりますので、建替えが必要であろうというふうには認識しております。しかしながら、本市の厳しい財政状況を考えますと、今しばらくは現在のまま使用せざるをえないのではないかとというふうに考えております。

○ 八児委員

その答弁の中身は、なかなか担当課では厳しいのではないかと思いますけど、しっかり広く市民の意見を聞きながらというかたちの中で、やっていただきたいとおねがいます。次に②ですかね、簡素で効率的な組織機構を目指してということ、市場化テストや行政サポート制度などというかたちがあります。民間の事業者を入れるというかたちの検討があるそうですので、これの中身について教えてください。

○ 総務課長

市場化テストとは、官民競争入札とも言われております。従来、行政機関が行っております業務につきまして、官民相互による競争入札を実施する制度であります。これによりまして、競争入札を実施する制度でございます。これによりまして、競争原理を導入してコスト削減やサービス向上を図るものというふうに理解しております。また、行政サポーター制度とは、市民が社会貢献活動として市政に参画し、一定の業務を担う制度というふうに理解しております。こうした方向性に示されたとおり、民間事業者やボランティアの活用策、こういったものについて検討してまいりたいと考えております。

○ 八児委員

それは、大事な部分だと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。やはり、公でなければならぬ仕事は沢山あると思うんですね。そこらへんはしっかり押さえて、いろんな情報が流出しないように、しっかりやっていただいて、安易に民間に流れていくことがないようにお願いしたいと思います。

○ 委員長

次に、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

本庁の建替えの時期を検討する必要があると書いてあるわけです。この際、別館、第2別館はどういう扱いになるのか、お尋ねします。

○ 総務課長

本庁別館、第2別館とございますが、実施計画の中で検討していくことになるかと考えております。

○ 川上委員

ビルを建てる時に、真ん中に道が通っているようなビルというのは想定できますか。

○ 総務部長

まだ現段階で、庁舎どうのこうのというのは、見直しの中では、この庁舎の状況を見ていただきますと、必要であろうということで検討についての記載を触れておりますけど、具体的にまだ現段階では事務を始めたわけではございませんので、そういったかたちについては、まだ検討いたしておりません。

○ 川上委員

合併協定項目 A の、新築する場合は穂波地内にするという項目がありますね。これは、行政としては守るおつもりがおありですか。

○ 総務部長

合併協定項目は、そのようになっております。当然、協定項目として記載がなされておりますので、そのように理解をしております。

○ 川上委員

そのように理解しておりますとは、意味が分からない。A項目を市長は守るつもりがあるかと聞いたわけですよ。そのように書いてありますとか、そのように理解しておりますとかじゃ意味が分からないでしょう。守るか守らないかを聞いておるわけですから。

○ 総務部長

尊重いたします。

○ 川上委員

尊重するとは、どういう意味ですかね、市長、合併協定項目 A 項目を尊重するというのは、守るか守らないか聞いたんだけど。

○ 市長

こんないい方してどうか分かりませんが、私になった時は、その中身は尊重項目であろうが、確定であろうが知りませんでしたけども、これを本当にそういうかたちでやるんだという合併の中での全議員の皆さんが理解して了解していることであれば、それはやらなきゃいかんだろうと思いますが、私が例えば自分がいる間に建てようとする時に、市民がそこでいいと、ここが一番いいところだというような意見がそこに出れば、考えなければならぬと思いますが、尊重するということを皆さん達の中で全員が確認されて、これで行くんだよということであれば、私はそうしなきゃならないと感じております。

○ 川上委員

日本共産党は、今度の合併は押し付けだということで反対しております。従って、協定項目についても、承認しかねるという態度をとったところです。今の市長の答弁は、議員が判断するんだというような答弁なんです。議員が判断するんだと、したんだと、その時の、ということ、共産党は少数派だったんだけど、議会の意思はそういうことだったということで、約束を守るという答弁ですか。穂波地内に建てるという答弁ですか。

○ 市長

私が市長の間は建てるつもりはないというかたちを、話はしたと思うんです。マニフェストの討論会かなんかの時に、建てるかということだったから、私が市長の間は建てませんと言ってますので、1年半は建たないと思います。だから、その後に必要性があったときには、今言われるように共産党少数派で反対したけれども、その意見はどうかということもありませんから、私としては、これはまたゼロから話させていただければ、もし1年半終わっ

て、私が仮にいた時に、いない時は私は楽ですけど、いた時にはまた一緒にお話をさせていただかないかんのか、それとも合併当時の約束を守らなければいけないのかというのは、逆に皆さんにお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 川上委員

こだわらないという答弁ですね。だから、議会の側も分区制か、議員定数を選挙区制でいきますよと、合併協定項目違反をやってるわけですよ、議会は、全員じゃないですよ。だからといって、行政の側が A 項目にこだわらないと、その時々議員の意見とか状況で判断しますということをして市長が今言われたのでは大変困ると思うわけです。それで、私は大規模改修工事を急がないといけないと思うんですよ。支所のところには、それが書いてあるんですね。ところが、本庁については書いてないわけです。だから、勿論お金もかかるでしょうけど、地震はいつ起こるか分からないじゃないですか。ですから、鉄鋼の筋かいを入れるとか、そういうことが出来るわけですよ。それとか、地震だけじゃない、水害でもこのビルは 1 階に電気室があるでしょう。ここは、水が入り易い構造になってます。だから、これについては直ちに手を入れると、2 m くらい水が来ても絶対止まらないと、防災拠点ですから、というような手立てをしないといけないと思うんですけどね、お金かかります、お金かかってもやらんとかいんじゃないですか。だから、無駄使いはしないと、これ以上税金をつぎ込むようなことを、無駄なことにつぎ込むようなことは止めるという決断があるんじゃないかと思うんですよ。本庁を拠点として充実させるという、緊急に充実させるという方向でやってもらいたいと思います。次に、支所については、合併の約束の段階では、総合支所ということになっておったわけですけど、現在各 4 支所は総合支所と位置付けておられるのかどうか、お尋ねします。

○ 総務課長

総合支所の位置付けでおります。

○ 川上委員

総合支所と言われたんですね。総合支所に現状ではなっていないと、機能的には思うわけですけど、⑥で分庁方式の拡大や本庁出先機関としての分室設置の是非について検討すると係れています。私は、これ大変大事なことと思います。これによって、人を減らすとかいうのはまずいと思うけど、支所に人がいないと仕事が出来ないですよ。特に、防災です。是非、分庁方式の拡大、本庁出先機関としての分室設置、私からすればいいに決まってるわけだから、進めてもらいたいと思うわけです。それから、出張所です。出張所には住民票などを出す自動交付機がありますよね。配置状況をお尋ねします。

○ 市民課長

飯塚市には、支所が 4 ヶ所それから本庁が 1 ヶ所、出張所が 4 ヶ所ありまして、自動交付機は本庁に 2 ヶ所、支所に 1 ヶ所、出張所に 1 ヶ所計 10 ヶ所設置しております。

○ 川上委員

飯塚市が合併する前、旧飯塚市の時に飯塚東地区と潤野地区に新たに自動交付機を設置したいと、することを検討するというお話だったんですね。現在、それについては、どう考えていますか。

○ 市民課長

ご指摘に潤野地区、それから飯塚地区につきましては、18 年の 3 月の合併で全市的に 10 台設置しておりますが、潤野地区は穂波支所、飯塚地区につきましては庄内支所に設置しておりますので、以前の場合と若干違って改善されたのではないかというふうに考えております。

○ 川上委員

おそらく、改善になった方もおられるだろうけど、全体としては遠いと思いますね。それで、基本方針の 61 ページに、内容というところで出張所をこうしたいと、こう検討したいというのが書いてあります。下から 3 行目にありますけど、地区公民館を出張所機能を合わせ持つ地

域コミュニティセンターとして一体的に事務を行うと書いてあるんですよ。この文章は、いいですか、地区公民館を出張所機能を合わせ持つものにしますということになってるんですよ、地域コミュニティセンターとして、これは出張所を廃止するというふうに読めるわけですよ。そういうことですか。

○ 市民課長

現在、出張所に嘱託なり再任用の職員が配置されておりますが、公民館職員と公民館業務等を一緒に併任辞令が出されております。出張所を廃止するとかしないとかいうことではなくて、今後も公民館の中で今現在出張所で業務を行っています業務は、そのまま行えるものというふうに認識しております。

○ 川上委員

出張所は廃止して、地域コミュニティセンターに発展改装するという事なんですね。どうですか。

○ 市民課長

そのとおりに私も認識しております。

○ 川上委員

部長は、同じ認識ですか。

○ 市民環境部長

今、市民課長が言いましたが、その是非について検討をしていくということでございます。

○ 川上委員

今の行革の流れを見ていましたら、総合支所も分庁分室を検討するとか言うけれども、出張所にさせられる危険性もあると思うわけです。そういう状況の中で、安易に出張所機能を他のものに代替させていくという点については、慎重であるべきではないかと思うわけです。この地域コミュニティセンターというのは、仮の言葉で置いてあるだけですから、何が何だか分からないですね。本当言うと、出張所をこういうものとして機能化させていくと、充実するというほうが大事なんじゃないでしょうか。ちょっとそれを指摘しておきます。

○ 西委員

関連。

○ 委員長

西委員。

○ 西委員

関連で質疑させていただきます。今、市長がこの本庁建替えはしない、今のところは自分のあと2年くらいあるですかね、そういうことですが、これに書いてあるのは、本庁は40年以上経って老朽化がひどいというようなことで、これは合併する時に、合併特別委員会の時に、穂波としては本庁は穂波、一部は飯塚にもかかるというようなことで、それが出来るならば、合併もやむを得ないと、いろいろな団体からそういう要望が議会にあって、そしてこの合併の項目の中に明記されたら、これがもしいろいろなことで、穂波筋じゃないというようなことになった時には、今小選挙区から出ている7名、また次には5名になるけど、大変な旧穂波町の住民から相当の、だましたじゃないかというようなことにもなりかねますので、これは本庁の建替えは、土地もまだ決まっておらん時に、今からこれは検討する必要があると思います。あと合併特例債は7年で終わるんじゃないですか。これは、特例債を使わないと財政が厳しいと言うと、早めにやっていただきたいということ、これは今からの問題ですから早く骨格だけでも、この本庁はいかんというようなことは示してあるからですね。その点をよろしく願いいたします。

○ 江口委員

支所、出張所についてなんですが、これを読む限りでは、どちらかという機能を限定しな

がらという方向性に読めるわけですが、支所、出張所の数に関しては、現行どおりもしくは現行以下というような考え方と理解してよろしいのでしょうか。

○ 財務部長

この庁舎のことについては、組織的な問題もありますが、現時点では数については、今から検討するというごさいます。

○ 江口委員

今から、今のまま現行どおりもしくは減らす増やすも含めて検討するというごさいます。その際に是非考えていただきたいごさいます。これからの社会の中で、役所というものがどういったかたちでサービスを提供していくか考えた時に、本当にこのまま多くの自治体で合併の時に総合支所を単なる支所に落として、数を減らしていく方向にあったりはするんですが、そうではなくて地域の皆様方のところにサービスポイントを数多く作る、そのことによってサービスの向上を図ることが可能であると考えています。そのことを是非考えていただきたいわけさいます。それを支えるのが地域にあるITであるとか、そういった部分になされると思っています。有難いことに、この中では複合化というものが根底に置かれています。そして、コミュニティの拠点となるようなという部分があります。是非その点を含めて、歩いて行けるところにサービス拠点があるような、それこそ人がいっぱいいるのではないんだけど、数が多いコンビニのような支所なり出張所なりを作っていただきたい。そのことを考え合わせて、実施計画を作っていただきたいとお願いいたします。

○ 委員長

62ページ同和会館、人権啓発センター、男女共同参画推進センターについて川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

同和会館としては、伊岐須会館、立岩会館、人権啓発センターとしては、穂波人権啓発センターと筑穂人権啓発センターがあったと思うわけさいます。それぞれ設置意味があるわけさいますけど、これまでどういう役割を果たしてきたのか、市としてはどういうふうにも評価してあるかについてお尋ねします。

○ 人権同和推進課長

隣保館のこれまで果たしてきた役割と今後の課題的なものごさいます。隣保館につきましては、当初同和問題の解決に向けた地域の拠点施設として設置されまして、1997年度より社会福祉法に基づく一般施策へと移行し、地域福祉計画をまちづくりの基本にすえて展開されております。地域の高齢化が著しく進む中で、地域福祉サービスにおける役割を明確にし、隣保館での地域福祉や交流活動での協力、支援者づくりや高齢者の生きがい活動や要介護予防の地域福祉活動の取り組みを先進的に実施していくことが必要だと考えております。

○ 川上委員

4つの施設の平面図を見たりしてさいます。会議室とか集会室もさいますし、それから調理室があるところもあるごさいます。そういう意味では防災の拠点としても位置付けられるところもさいますし、日常の様々な地域交流の場としても位置付けられるところがあるごさいます。それで、施設の利用のあり方の問題なんですけど、指定管理者でいこうかというようなことを考えられてさいます。この何十年かの歴史を見てみると、特定団体と癒着したかたちで市が、行政が癒着したかたちで、特定団体の顔色を伺いながら施設の運営をしてきたところもあるごさいます。それについては、合併を前後して筑穂だとか穂波の人権啓発センターから解放同盟が退去するというごさがあったごさいます。そこから教訓を学びとらないといけないごさいます。それで、穂波の場合は、11月の26日に出たと説明があつて、実は6月4日まで出ておらなかつたごさいます。6月5日に急遽退去を命じて出て行ったごさいます。厳格にしておく必要があるごさいます。今後、特定団体が無断で市の公共施設を専用するごさいます。断固たる措置

をとらんといかんと思うんだけど、この穂波の時には、あなた方はどういう措置をとったか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

今、委員がご指摘にありましたように、12月から本年の6月5日までの間、穂波の町協の方が隣保館の1室を使用しておりました。その関係につきまして、11月末で退去というところで口頭によりますが合意をしておりますので、それ以降の期日につきましては使用料というかたちは適切ではございませんので、無許可使用というかたちで、損害金という方向で検討し事務作業を続けております。

○ 川上委員

無許可使用、損害金と言われました。無断使用ですね、無許可使用でもいいですけど、それで損害金はいくらになりましたか。

○ 人権同和推進課長

今、手元に数字を持ってきておりませんが、おおまかな数字で申し訳ありませんけど、19万円ほどだったと思います。

○ 川上委員

市として19万円損害金を請求するんですね。もう、納入はありましたか。

○ 人権同和推進課長

事前にきちっとした決裁をとりまして、損害金をとるということで、請求するわけですが、まだ請求書の発行までは至っておりません。事務作業を進めているところです。

○ 川上委員

部落解放同盟は、年間5千万円弱の、4千7百万円の補助金を受け取っている団体です。その補助金の中から、この損害金を貰うようなことはまさかないでしょうね。

○ 人権同和推進課長

当然、請求にあたりましては、これまでの経緯も含めまして、団体とも協議しておりますが、当然補助金の範囲内の損害金の支払いということは駄目だよということは、きちんと相手にも通告いたしております。

○ 川上委員

今後、会館をきちんと市民レベルで、本来の設置目的に従って使うためには、明確にしておかないといけないけど、私は市にこれだけ、額の高い低いにもよりますが、19万円損害金を払わなければならないことをしてしまった団体は、少なくとも補助金を止めなければならんと思うわけですよ。どう思われますか。

○ 人権同和推進課長

損害金につきましては、きちっとしたかたちで請求いたしますが、今回のケースにつきましては、11月の時点で口頭で合意はいたしておりますが、その後センター長は当然行政の職員でございます、センター長も含めて人権同和推進課の職員が、そのまま使用しているのを承知しながら指導が不徹底であったという行政側の不十分な対応の多々ありますことから、補助金についての返還までは考えておりません。

○ 委員長

川上委員に申し上げます。施設のあり方からそれておりますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

このところがはっきりしてないと、公共施設を無許可で使ってみたり、無断で使ってみたり、損害金を払えばいいでしょうというようなことになりかねないわけです。だから、今の答弁は相手が無断だったんだけど、こっちも癒着しておって見逃しましたという答弁なんですね。しかしそれはあなた方の都合ですよ。市民のレベルから見れば、市民の税金から補助金が出て

るわけだから、大谷さんがどんな失敗をしようと、縄田さんがどんな失敗をしようと、私が失敗したから市民の皆さんは目をつむってくださいと、そんなことを言われて、はいと言えないでしょう。その答弁はおかしいので、みんながそうだとすれば、考え直してもらいたいと、また質問する機会もあると思いますけど。それで、この指定管理者制度ですよ。一方では地域コミュニティセンターにまとめたいとか、検討するとか言いながら、一方ではその間は指定管理者制度でいきたいと、解放同盟を含むところに指定管理者を募集しようとか、そういうことを考えているんですか。

○ 人権同和推進課長

今、隣保館の運営につきまして、指定管理者制度と統廃合も含めてありますが、現在国の補助事業が継続されておりまして、4館の運営等補助事業を活用しながら実施しております。当然のことながら、国の方針では明確に指定管理者制度を推進する立場ではございませんので、そういう国の方針、また先進事例等を十分加味したうえで、統廃合、指定管理者制度の導入の是非について慎重に検討してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

部落解放同盟は、NPO法人をたちあげてますね。人権ネットいづか、ここは施設の管理を受ける立場があるというふうに、ご本人達は考えておるんじゃないですか。指定管理者として、自分達は名乗りをあげることができると思ってあるんじゃないですか。そういう話をあなたの方してるんじゃないですか。

○ 人権同和推進課長

質問者の言われている部分であります。まだまだ人権ネットいづかNPOに対して、指定管理者制度云々をまだ検討するような状況に至っておりませんので、十分先進地事例や国の方針を検討したうえですということ、まだそこまで踏み込んでおりません。

○ 川上委員

大阪の飛鳥文化センター知ってでしょう、人権センター知ってるでしょう。だから、安易に解放同盟が作ったNPOに指定管理をまかせるというようなことがあったらね、もとの木阿弥というか、この公共施設の本来の役割を果たせなくなりますよ。全国の先進例というのは、京都、大阪で解放同盟がやってる手法ということであれば、大変なことになると思いますが、どうお考えですか。

○ 企画調整部長

隣保館の指定管理者制度につきましては、まだ国の隣保館運営要綱の中では、隣保館については市町村が設置し運営するというようになっております。質問者がおっしゃいますこの隣保館の管理については、先ほど申し上げましたように、市町村が設置し管理運営を行うという定めがございます。しかしながら、今後国、県等の指定管理者制度の導入をしっかりと飯塚市も見極めていながら、今後この指定管理者の導入についての検討をしてまいりたいということでございます。

○ 川上委員

私は、そもそも指定管理者制度の導入そのものについては、問題があると思うわけです。同時に、それに全国的な経験から言っても、NPOを名乗ろうが、団体名であろうが、部落解放同盟が指定管理になるということになってくると、今までの反省が何も無いことになるわけですから、ここは安易な指定管理導入という、あなた方はここで柔軟かつ弾力的で効率的な運営とか言ってるわけだけど、この言葉一つ一つが解放同盟あるいはNPOの指定管理者への道を開くものにならないようにしてもらおうように指摘しておきたいと思っております。続けて、男女共同参画推進センターですが、設置に至る経過及び設置目的についてお尋ねいたします。

○ 男女共同参画推進課長

お尋ねのセンター設置に至るまでの経過でございますが、昭和60年に飯塚市婦人問題懇談

会が設置されております。そして、昭和62年に市民調査が実施され、その結果を踏まえまして、同年12月に同懇談会より婦人センター建設の提言が出されております。その後、昭和63年に嘉穂高校跡地利用の審議の際に、婦人センターの設置の陳情が出されまして、市民の強い要望により平成8年4月に女性センター、現男女共同参画推進センターの開館に至っております。また、次に設置目的ですが、飯塚市男女共同参画推進センター条例第1条にも書いてありますように、女性の社会的地位の向上と男女共同参画社会づくりの促進を図るものであります。

○ 川上委員

現状、どういう活動に使われているのか、お尋ねします。

○ 男女共同参画推進課長

昨年、飯塚市の男女共同参画推進条例が制定されまして、それに基づきまして、飯塚市の男女共同参画プランも策定したところでございます。現在、この条例プランを踏まえまして、センターで主に3つの活用が行われております。一つ目は、講座、研修会等の開催でございます。男性の自立支援のための講座、あるいはサンク講座、それから市民団体による男女共同参画推進講座を開催しております。19年度にきましては、14講座ほど実施しまして、1,311名の参加を得ております。各講座ごとにアンケートを実施したり、市民のニーズにそったタイムリーな講座を開催することで、好評を得ております。二つ目の事業といたしまして相談事業でございます。女性を取巻く様々な問題解決のために、法律相談では女性の弁護士、それから一般相談では女性相談員、それから就業支援及び職場の内部相談等につきましては、県労働福祉事務所の女性アドバイザー、いずれも女性の相談員が応じております。三つ目としましては、男女共同参画社会の実現を目指し活動してまます団体の育成の場として、学習交流活動の場に利用されています。昨年は、その団体を中心に30の市民団体で結成されました実行委員会を結成しまして、サンクスフォーラムを開催して400名の参加を得ております。

○ 川上委員

基本方針には、近隣自治体の住民が利用しやすいようにというふうに書いてあるわけですね。総合利活用を検討すると、今後の課題としては、施設としてはこれが一番大事な課題ですか。もっと、地元の地域の、近隣自治体もそうでしょうけど、飯塚の人達がもっと使うようなことを考えることが重要な課題だと思うんですけど、そのへんはどうお考えですか。

○ 男女共同参画推進課長

センターの今後の課題でございますが、第1に考えておりますのが、講座、研修をはじめ男性の利用者を先ず増やすということを考えております。平成17年に女性センターから男女共同参画センターというふうに名称も改めております。そういったことで、男女がともに話し合い活動していくための拠点施設ということで、今後はその機能をいかしたことを目指していきたいと考えております。それと委員ご質問にありましたように、センターの近隣自治体の有効利活用でございますが、旧嘉飯山地区にはこのような施設はありませんでしたので、今後男女共同参画社会の形成のために、近隣自治体と連携協力しながらセンターを有効利用を出来るように、協議を行いながらやっていきたいと考えております。やはり一番の課題、テーマとしましては、まだまだ男女共同参画社会の市民の意識の造成でございます。今後も、市民や事業者等の皆様にご理解、ご協力をいただきながら、福岡県の男女共同参画推進センターアスバル等の関係機関とも連携を図りながら、各団体とも連携を図りながら、男女共同参画社会の形成を促進してまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

私は、男女共同参画推進という点で言うと、女性の、まあいろんな課題があると思うんですけど、私は女性の職場における地位向上が非常に大きい課題ではないかと思うわけですね。センターが、目的に従って有効に利用されるように期待したいと思います。

○ 委員長

続きまして63ページのその他の施設について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

市民交流プラザは、あいタウンの2階にあるんですね。それで、このあいタウン、テナントの入れ代わりがここのところ続いたんですが、あいタウン全体としては、現状どうなっているか、担当課の方でご答弁願います。

○ 総合政策課長

あいタウンの現状でございますが、1階には14店舗、2階には9店舗、3階には13店舗、4階には11店舗計47店舗が出店しております。

○ 川上委員

どのくらい空いているとか空いてないとかいうところを聞かせてください。

○ 総合政策課長

空き店舗につきましては、5店舗ございます。

○ 川上委員

経営状況は、どんなふうになっていきますか。

○ 総合政策課長

決算状況につきましては、赤字となっております。

○ 川上委員

市の出資があるんですね。それで、あまり赤字がいくらとか言いたくないでしょうけど、こちらは聞くのが仕事ですから、もう少し状況が分かるように説明してもらわないと、質問する側が精が無いと言うか、願います。

○ 総合政策課長

決算状況につきましては、今手元に資料を持っておりますけど、これにつきましては情報公開の対象になるのではと考えております。

○ 川上委員

答弁しないということなんですね。答弁しないということをご答弁してらるんですね。

○ 総合政策課長

情報公開制度に基づき、公開をいたしたいと思っております。

○ 川上委員

その赤字に対して、飯塚市はどういう責任を負わないといけないんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：06

再 開 15：15

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

そこで、施設全体は赤字と、そういうビルの2階にこの市民交流プラザがあるわけですね。それで、利用状況はどうなっておるか、お尋ねします。

○ 市民活動推進課長

市民交流プラザの利用は、市民団体等に関する様々な情報の提供、市民団体に対する支援及びイベントの開催、セミナー室備品、機材等の貸出を行っております。

○ 川上委員

それで、資料2の64ページに利用者数が書いてありますね。一番下のラインが、昨年度のラインなんですね。ようするに、利用状況は極端に減ってきているわけです。目的からして、このように大幅に利用数が減るといのは、どうしてかなと、ここで現在減少理由等を調査し

ていると書いてありますね。調査が済みましたか。済んでいれば、内容についてお尋ねいたします。

○ 市民活動推進課長

質問者が言われるように、利用数が減っております。今、利用者数の減少の原因について調査中ではありますが、今現在お答え出来るところでありますのは、市民交流プラザの条例第8条にありますように、利用者の制限がありまして、その中に該当した場合は、利用者に対して入室を辞退していただくということになっております。18年度までは、高校生が勉強等の場として利用しておりましたことを容認しておりましたが、室内で騒いで他の利用者に迷惑をかけたり、またバスセンター近くから高校生が団体に入室するために、先ほどご説明いたしました本来の目的で利用される方が、利用出来なくなり苦情が出てたという経過がございました。これを踏まえまして、本来の使用目的のために平成19年から高校生の利用、勉強、学習の利用を認めないということにしております。これが、利用者の減少の原因ではないかと考えております。

○ 川上委員

あなた方の減少理由の考え方は、間違ってますよ。その条例の何条か知りませんが、そういうマナーの悪い行為があったと、それが他の方に迷惑をかけているというわけでしょう。それを取り除いたというんでしょう、あなた方の言い分からすると、そしたら増えないといけなんでしょう、マナーの悪い方々を排除したんだったら、利用しやすくなるでしょう、という原因分析をしてるんですかね。

○ 市民活動推進課長

それと、19年に入りまして18年との今回利用の中身の調査を現在行っている途中でございます。その途中ではございますが、途中経過として分かった範囲で報告申し上げますと、18年の講座とか研修会とかは、約290講座ございました。平19年は、358講座で約60講座増えております。講座的には増えておりますが、また利用の団体数も分かる範囲で調べてみますと、団体数は96から108に団体数も増加しております。しかしながら、利用団体が減ったということございまして、1講座または1研修会に参加される市民の方の数が減ったのではないかと、これはまだ確定数字ではありませんが、そのようなことも考えております。

○ 川上委員

指定管理に出して評判がいいということだったけど、市としての反省点とかはないのですか。

○ 市民活動推進課長

この市民交流プラザのような事業につきましては、指定管理者制度は既に何度もご説明しておりますように、民間のノウハウを使いまして、より効果的な事業を展開してまいりますが、その中で今まで直接市民活動を推進するような部署がございませんでしたものですから、今回私どもの課が出来た関係で、この市民交流プラザの運営については、この指定管理者とともに私ども行政も一緒になって連携してやっていかなければ、市民の利用の向上は図れないというふうに認識しております。

○ 川上委員

反省がないわけですよ。だから、この施設の方は立派なんですね。市民交流プラザという理念、施設の方は立派です。市の認識の方が遅れているんじゃないですか、この市民交流プラザをサポートするという意識の方が。こんなに減っている原因を、高校生のせいにして議会で答弁するとかとんでもないですよ。じゃあ、あなた方が一度でも高校に行って、市民交流プラザでこんなことが出来ます、こんなことは出来ないですよと、学校に行って一度でも説明しましたか。県立高校が4つあり、私立高校が1つあってという状況でしょう。中学校にいったっていいですよ。市として、そういう青少年のところに、こういうふうに利用してもらいたいというアプローチを何回くらいしましたか。

○ 市民活動推進課長

質問者が言われますように、直接アプローチをしたことはありません。今やっておりますのは、公民館等の啓発または公民館等のチラシ等を使いながら、しておる現状であります。今質問者言われますように、今後は少子高齢化の中で、また青少年または青年達が社会勉強またはボランティア活動をする社会活動をする一環ではございますので、そのようなご指摘につきましては、十分に検討してまいりたいと思います。

○ 川上委員

是非、そうしてもらいたいと思います。とにかく、中学生もそうですけど、高校生の今の世の中に対するとらえ方というのは、よく分からないところもありますが、不安で一杯ですよ。いろいろ言われて、飯塚で仕事しようと思って、例えばトヨタ九州工場に派遣で行ったとしましょう、そしたらいきなり800人雇い止めですからね。その人達の多くは、手取りは11万円くらいですよ、寮費とか取られたら、蟹工船と同じです。そういう状況の中で、高校2年生3年生は、社会にこのまま出て自分はやっていける自信があるのかなとかいろいろ悩んでいるじゃないですか。一生懸命勉強しようとしている子どももおるでしょう。その子達が、つい行き過ぎたりしたときは、役所としての態度、大人としての態度で、きちんとすればいいじゃないですか。明日の飯塚を担う子ども達じゃないですか。それを、利用者数が減った第一の原因に子どものマナーの悪さをあげてね、とんでもないですよ。私は、本当の原因は何かと言うと、やっぱり市役所のハートだと思いますよ。今まで、4階で使いやすかった。それを、19年3月8日移転と書いてますでしょう。役所の都合で、2階に下げてしまったわけでしょう。これ下げる時に、利用者はどうですかとか、下げるけど利用しやすくなると思いますかどうですかとかね、聞きましたか、聞いてないでしょう。だから、何のための施設かということから、考えていかないと、私は思うわけです。本来の目的どおりにするために、今の場所のままでいいのかね、じゃあ4階に戻したらいいのかとか、いろんなこともあると思うんだけど、一生懸命考えたらどうでしょうかね、絶対これは前進出来る事業だと思います。それから、飯塚総合会館についてです。これ飯塚総合会館は、読んでも意味が分からなかったんですね。それで、説明してもらおうと思って、通告したんですね。少し分かりやすく説明していただけないか。

○ 総合政策課長

立岩公民館との複合施設であります飯塚総合会館の利用につきましては、建設当初は2市8町の広域住民のための集会及び研修施設として設置したものでありますが、現在では本市住民の生涯学習活動に利用されています。研修室については、利用度は減少傾向にあり、また会議室については本庁会議室の代替施設として利用することがほとんどであります。また、市外住民の方の利用は全く無い状況であり、今後につきましては、2市8町で施設の位置付けについて協議を行う必要があります、その点を整理したあとに1、2階が中央公民館所管の立岩公民館、3、4階が総合政策課所管の飯塚総合会館という現行のままでいいのか、また他市の広域の利用が無いとすれば施設全体を立岩公民館としての位置付けをするのか、また総合政策課所管の3、4階につきましては、例えば本庁の中で会議室の不足等の問題もありますので、そういった保管的施設としての位置付けを行うのか、そういう諸々の利用方法等の変更の是非について検討していくということでございます。

○ 川上委員

分からないというのは、支所を活用した分庁方式の検討と合わせてとかいう、直接関係の無いような言葉が入っているせいだろうと思うんですよね。少し整理して組み立てたらどうですか。それから防災センターです。防災センターも、これは発想が分からない。防災センターは、63ページの③ですよ、こう書いてあるじゃないですか。本来の防災啓発、または遠賀川に関する学習の場としての利用が少ないから、利用実態にあった時間短縮をして経費削減を図ることが必要ですと、これは逆立ちしてるでしょう。本来の目的どおりに使っていただけるように、

ソフト面での努力が先ずいるじゃないですか。利用が少ないのに、時間短縮したらもっと利用が少なくなるでしょう。これは、誰が書いたんですか、ちょっと説明してください。

○ 総務課長

防災センターにつきましては、ここに方向性が書いてありますが、利用が少ないということ踏まえまして、利用促進を図りつつ、かつ経費削減を図っていくというような困難な部分がございます。しかしながら、この部分につきましては、民間企業やボランティアの活用、こういったものの可能性も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

本来の役割が果たせるように、会館時間を柔軟に延ばせばいいじゃないですか。そして、利用の需用に見合った開館状況になってないんじゃないですか。それで、こんなところで削っても経費削減はたいして出てこないでしょう。そんなことを考えるより、むしろこれを作れと言った国とか県にランニングコストを応援せよと、一度でも言ったらどうですか。あなた方が使う時は、費用はこれぐらい出してくださいとか。市民に負担をかけるような発想で、微々たる財政削減効果を狙うという発想じゃなくて、そういう発想で考えていったらどうですか。そして、利用充実が一番大事だと思います。それから、消費生活センター、これは67ページに利用状況、相談件数実績が書いてあります。減少してますね、どうして減少しているんでしょうか。

○ 市民活動推進課長

今質問者のご指摘のとおり、利用者の数が減少しております。ここ数年は、多重債務問題とかインターネット等による詐欺商法についての相談が急増しております。その中で、相談件数は平成16年度をピークに減少の方向にあります。これにつきましては、平成16年度に特定取引に関する法律が制定されたことによりまして、訪問販売等が減少していると考えられております。内容については、クーリングオフに関するものでございます。

○ 川上委員

こういう相談場所の大事なことは、一つは秘密厳守ですよ。秘密が守られること、安心して相談が出来ること、それから頼りになるということですね。仮に解決出来ない場合でも、親身になって話を聞いてくれたり、そこで解決出来ない時は、ここはどうだろうかと言っただけのところです。今市役所の納税管理課窓口で泣いて帰る人が多いですね。税金を払うお金がありませんというようなことも多いわけです。それで、その場合借金が背景にあるんですね。納税管理課が借金のことまで相談にのって、過払いなんかは取り戻して、取り戻した過払いから税金をいただいて残りを返すとかしてもいいわけですよ。ところが、納税管理課はやろうとせんでしょ。では、消費生活センターとかいうことになるのかもしれないけど、ここで相談がきちんと受けられてないでしょう。だから、そういうのがあります。これが、利用者相談件数の減少につながってなければいいけども、つながっておる可能性もあるかなと、要因になっていると思うんです。あの場所も、目だっちはいけないかもしれませんが、気軽に入れるような工夫を、入るドアの姿から、入った時の対応から、中の雰囲気から、課長が所長でしょう、だから、自分が相談者になったつもりで行ってみてください。そうすれば、もう少し改善が可能だと思います。場所についても、総合会館の中というのは、有効性があると思いますけど、会館の中での部屋を変えるとかがいいんじゃないでしょうかね。すこし狭すぎると思われます。

○ 委員長

次に、オートレースについて質疑を許します。

○ 川上委員

包括的民間委託ですね。要するに、今までは民間委託は考えないというふうにあなた方は言ってきたんですね。国の方は、やれよやれよと言ってきたんでしょう。その度に、いやですと

言ってたんですね。いやですと言っていたのに、今度はいいですよと、検討しますよとなっているわけですよ。この態度の変化の背景には、何があったんですか。それをお尋ねします。

○ 事業管理課長

ただ今、ご質問者が申されますように、私どもが平成18年度から収支改善計画を実施いたしております。その中の大臣同意を受けて実施するわけでございますが、その条件の中に民間委託の意向を早くしなさいというような条件が付されております。しかしながら、私どもといたしましては、この経済産業大臣の諮問機関でございます産業構造審議会の中に、車両競技活性化小委員会というところがございまして、私どもが今まで平成17年、18年、19年と赤字に転じておる、私どものテーマでありますギャンブルからレジャーへというイメージチェンジを図りながら、いろいろ今日までやってきております。そういったことも含めて効果が出ております関係から、現時点では自力でやっていきたいというのを申し上げております。従いまして、私どもが今回この改善計画に載せておりますのは、基本的な考え方の中で、一応大臣の意向を踏まえた中で、この包括的民間委託をしております。しかしながら、独自で今日までやってきた中では、事業効果も表れております関係から、私どもは基本的に自場でレース事業の健全化に向けて努力していくことがベターであるという考え方に変わりはありません。

○ 川上委員

では、包括的民間委託というのは、削除したらどうですか。

○ 事業管理課長

基本的には、私どもが考えておりますのは、平成17年度から業界をあげて構造改革に取り組み、さらに赤字である本場開催を減らしたりしながら、収支改善計画を重ね重ねやって事業を進めております。そういった関係も含めた中で、効果も出ておりますが、ここに記載しております累積赤字が増加すると見込める場合はというような基本的な考えでやっております関係から、直ちに包括的民間委託をすることは考えておりませんが、状態を見込まれる場合はという基本的な考え方の中でやっておりますので、ご理解お願いいたします。

○ 川上委員

もともとこの委員会は、オートレース場という施設をどうするかということをおなた方考えているんだから、それを調査する特別委員会なんですね。厳密に言えば、包括的民間委託そのものについて調査してるわけじゃないわけです。しかし、おなた方が否定している民間委託を、意に反して国かどこか分かりませんが、基本方針に押し込まれていると、言いなりになって書き込んでいってもいいと思うけど、とすれば公的施設、オートレース場という施設のあり方について、どういう事態が生じるかというふうには私は考えるわけですよ。そしたら、包括的民間委託といえ、実践的にいけば日本トータしかないわけでしょう。今年も2億円くらいかけて設備更新をするわけでしょう。おなた方は、そういうのを視野に入れながら設備更新を次々にうっていき、そして相当な施設になった時に、民間委託と、従事員はどうなるか分かりませんと、おなた方はもの凄い労働条件の切り下げを一方的にやってきたんだけど、そういうことになりませんか。あなた、今は考えてない、今は考えてないと言うけど、視野に入れながら検討を行うと書いてあるんだから、今私が心配するようなことは、誰でも心配することですよ。額かれるのだったら、ここは削除したらどうですか。

○ 事業管理課長

オートレースの現在の経営のやり方といたしまして、基本的に現在はトータがやっております。しかしながら、今言われます民間委託の参入につきましては、トータに行わせるというような民間を限定したようなおなた方での民間委託は考えておりません。

○ 川上委員

日本トータでなければ、富士通でしょう。額いてありますけど、いずれにしても同じなんですよ。その時に、飯塚の従事員の身にどんなことが起こるかとか、それまでにどれだけ市民の

お金が投入されるかね、施設に、そんなことが誰でも心配ですよ。あなた方が考えてないと言
うのであれば、これは削除してもらいたいと思います。この質問を終わります。

○ 委員長

次に65ページ、集会所・生活館・納骨堂・農機具保管庫・農業共同作業所について質疑を
許します。

○ 川上委員

集会所・生活館についてですが、現状については資料の69ページに数字が書いてあります。
かなり老朽化が進んだものもあろうかと思われませんが、新飯塚24-3に集会所がありますね。
確認できますか。

○ 人権同和推進課長

飯塚集会所でございます。

○ 川上委員

これは1階と2階が集会所ですね。それで、ここに部落解放同盟が入居してますね。どうい
う事情で入居してるんですか。

○ 人権同和推進課長

同和問題の速やかな解決に資するための活動や運営を行うことを目的に拠点を置かせており
ます。

○ 川上委員

昭和45年ですから1970年です。38年前に旧飯塚市の本会議、7月13日の本会議で、
部落解放同盟に対して無償貸付する議決が行われているわけです。部落同盟嘉飯地区協議会と
ありますね。貸付の目的と期間がどうなっているか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

貸与期間につきましては、使用目的に供する期間というふうになっております。

○ 川上委員

当時、議案は、この年の6月30日、嘉飯地区集会所の完成に伴い、土地・建物及び物品を
無償にて貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規
定に基づき議会の議決を求める、と。これが提案理由ですね。そして貸付期間は使用目的の用
に供する期間となっているわけです。もう期間は過ぎたんじゃないですか。まだ期間は過ぎて
ませんか。

○ 人権同和推進課長

目的につきましては、同和問題を解決するという主要課題がありますので、そういうものが
まだまだ、差別が現存しているという状況の中で、目的は達せられていないというふうに考え
ています。

○ 川上委員

私は、もうとっくに終わってると思うわけです。解放同盟の新組織発足にあたって、またそ
こに事務所を置かせるということになってるんですけど、これについては議会は議決していませ
ん。解放同盟の嘉飯地区協議会に関して貸すことについては議決してますよ。しかし、私はも
う期限が終わってると思う。新しい部落解放同盟飯塚市協議会については、議会は議決してな
いでしょう。あなた方は議案を出してないでしょう。だから、そういう意味からも終わってる
わけです。そこで、ちょっと細かいことになるかもしれないけれど重要なことなので聞いても
らいたいですよね。この昭和45年、1970年の7月13日、本会議の会議録、厚生文教
委員長の瀬戸委員長が報告しています。嘉飯地区集会所管理規程の中で、条項中に空白の部分
があるので、この部分はどうなるのかということについては、これは内部的な協議事項であり、
利用関係についての内部協議が整い次第、これを挿入していくという答弁があったとなってる
んです。で、嘉飯地区集会所管理規程を入手いたしました。確かに空白になったままなんです。

かなり重要なところなんです。「第2条 集会所を使用するものは必ずこの許可を受けなければならない」となってるんです。許可権者が空白のままなんです。このまま議決してるんですね。それから第4条、許可の取消し。「(空欄)は、使用の許可を受けたもの(以下、使用者という)は、次のカッコの一に該当するときは使用の許可を取り消し、使用を制限し、または退去させることができる。」となっているわけです。ここ、取消しの権限を持ってる人も空欄のままなんです。ほかにもありますよ。38年たって、空欄のままなんですよ。どういう事情かわかりますか。

○ 人権同和推進課長

私も手元に、恐らく委員がお持ちのものと同じ書類と思いますが、議案書を持っております。それも同じように空欄になっております。今、委員がご指摘になりました空欄の中の運営につきましても、現在、私たちとしては把握しておりませんので、十分調査して内容が分かり次第、委員のほうに報告したいと思っております。

○ 川上委員

いいですか、ここで空白ということは、議会の議決にも関わらず、入居者は許可を受けられてないんですよ、管理規程の。許可権者が書いてないんだから。許可を受けてるはずがないでしょ。だから、今、入居されてる方は、管理規程に基づく許可を受けてないわけです。そういうことになるでしょ。しかも、2階にNPO法人「人権ネットいづか」という団体が入居してますね。これは、この管理規程からいけば入居を認められないと思っておりますけど、どう考えますか。

○ 人権同和推進課長

人権ネットいづかについて、同様に今、ご指摘を受けました部落解放同盟飯塚市協議会も同様でございますが、飯塚集会所、ご指摘の施設でございますが、飯塚集会所の市有財産許可申請が年度はじめに出されまして、それに対して無償貸与という形で許可をいたしております。使用期間、1年ごとの更新になっております。

○ 川上委員

それはそれであなた方の都合で作ったやつでしょう。しかし、一番最初に議会が無償貸与の議決をした時に出されたことですよ、今言ったことは。あなた方が1年ごとにどうのこうのと言うのは、これを踏まえてないわけでしょう。行政は継続なり、でしょう。木に竹を接ぐようなことは許されないと思っておりますよ。NPOに入居を認める人が空欄なんだから。

それと、飯塚特開就労者組合、この事務所はどこにありますか。

○ 人権同和推進課長

今、委員ご指摘の分につきましては、人権同和推進課では把握しておりません。

○ 川上委員

梶原部長が特開の関係はよくお話をされてるでしょ。知ってるでしょ、事務所どこにあるか。

○ 経済部長

以前はあったと思っておりますけど、今はないと思っております。当該施設の2階にございました。

○ 川上委員

新飯塚24-3だったんですね。これは誰の許可を受けて入れていたんですか。人権同和推進課のほうで把握できるでしょ。

○ 人権同和推進課長

大変申し訳ありませんが、私は把握しておりません。申し訳ありません。

○ 川上委員

じゃあ、答弁保留ということで、次の機会に答弁をしてください。それから、納骨堂の移譲について、もう少し具体的に、どういうふうにご検討おられるか、お尋ねいたします。

○ 人権同和推進課長

納骨堂の移譲ということでご質問でございますが、納骨堂の移譲につきましては建設年度等がそれぞれ異なりまして、老朽化の著しいもの、また一定の補修が必要なもの、それぞれ管理上、経費のかかるもの、いろいろ異なるものがございますが、現段階では施設を利用している地元の関係者につきましても、移譲につきましては組織の規模が10戸に満たないような小さな組織もありますことから、関係者と今後十分協議して進めさせていただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

ところで納骨堂は、「組織」と言われましたけど、部落解放同盟が団体として、組織として納骨堂を管理して使っているわけですか。

○ 人権同和推進課長

それぞれ下部組織の支部というものがございまして、支部ごとに管理組合で維持管理しております。

○ 川上委員

これはそしたら、解放同盟という団体が管理しているわけですね。

○ 人権同和推進課長

答弁繰り返すようになりますが、管理組合が維持管理しているという形でご理解いただきたいと思います。

○ 川上委員

じゃあ、移譲は関係団体に、と書いてあるんだけど、これは管理組合に、解放同盟ではなくて管理組合に、ということですか。では、管理組合と解放同盟はどういう関係ですか。

○ 人権同和推進課長

解放同盟というか、納骨堂を利用している方々で組織された管理組合でございます。

○ 川上委員

もういっぺん確認しますよ。そうすると、ここの納骨堂を利用しているのは、利用している人達の管理組合で管理していると、当たり前のことを言っているわけですね。そこに移譲するというんですね。どうして今まで移譲しなかったんでしょうね。

○ 人権同和推進課長

支部等、管理組合がそれぞれ、先ほども答弁いたしました、大きな組織、また戸数の少ない小さい組織もございまして。一律に管理を地元にて全て任せ、移譲してしまうということは、なかなか維持管理が困難な組合もございまして、そういう形で、これまでは市の財産として維持いたしておりました。

○ 川上委員

人の心の置き所にもよるんでしょうけど、納骨堂というのは神聖なところだと思うんですよ。で、それにふさわしく市として責任ある態度をとらないといけなかったと思うんですよ。それをいつまでもきちんとしないできてるといのはまずい。その間に、税金を投入してね、県の補助金があるじゃないかと言うでしょうけれどそれも税金ですからね、で、仏壇を駆け込み的に、国が事業を廃止しているにもかかわらず税金を投入して慰労をやったりしてきたでしょう。そういうのはあまり良くない。だからきちんと、移譲の是非とかではなくて、移譲すべきですよ。そのことを指摘してこの質問を終わります。

それから農機具保管庫、農業共同作業所の廃止についてです。太郎丸の県道工事が今あつてますね。これは一般質問で楡井議員が質問しましたけど、この農業共同作業所がちょうどぶつかってるんですね。これについてはその後、どういうふうにするか明確になりましたか。

○ 農林課長

ただ今、国県道対策室並びに県のほうと協議を進めておりますが、現段階におきましては補償関係の協議といえますか、用地がかかったりしますので、その協議を進めているという段階に

なっております。

○ 川上委員

いつ頃から工事にかかれそうですか。

○ 農林課長

農林課のほうではその工事の担当には入っておりませんので、私の段階では分かりかねます。

○ 川上委員

しかし、今のお話だといつでも工事に入れそうな気配ですね。そうじゃないですか。

○ 農林課長

道路工事のほうは、農林課のほうでは分かりかねます。

○ 川上委員

ここの道路の工事がなかなか進まないということについては、もう共産党のほうで調べて一般質問でもいろいろ聞きました。で、このことだけではないんでしょうけど、毎年少しずつ、小出し発注になってるわけですよ。そういう障害も原因になったんでしょうけど。それで、落札率がもう、九十何%ですよ。で、地域の特定の企業が次々に取っていつてるわけですよ。5年連続で取ってるところもあるんですよ。まとめて発注すれば、そんなふうにならないでしょう、競争するから。それはそれ自身の問題があるんでしょうけど、そういうことにも遠因してるわけですよ。だから、きちんと土木事務所とも相談して、事業が早く済むように進めていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

○ 委員長

次に67ページ、「公の施設使用料等受益者負担の見直しについて」の質疑を許します。

○ 川上委員

ここに挙げました8項目は行革推進室が答弁を担当するということのようにですけど、一括して質疑したいと思うんですよ。で、これによる市民負担は全体としてどれくらいのボリュームになると思われますか。

○ 行財政改革推進室主幹

この受益者負担の公平・公正性を図る上で、今、負担の原則の検討を始めているところでございます。この中で、受益者負担を計算する中で、今後どのようになるかというご質問でございしますが、今の段階では経常経費、施設のコスト計算を実際に行っております。このコスト計算をいたしまして、それぞれの施設の性格ごと、性質ごとに受益者負担割合を決めまして、それに基づいて使用料が決まっていくという形になりますので、現行の使用料の額が上がるのか下がるのか、今の時点ではわからないというのが現状でございます。

○ 川上委員

受益者負担の原則の徹底化と書いておいて、上がるか下がるかわからないということはないでしょう。上げるでしょう。それで、特に小泉構造改革以来、新自由主義でね、いろんなことが行われてきて、貧困と格差の広がり、最近若い人が「官制談合」ではなくて「官制貧困」と呼ぶんですね。「官制プア」とも言うんですよ。みんな若い人は、自分が悪いかと思っていたわけですよ、自己責任とか言われて。本当かと思って。よく考えてみたら、官制貧困だ、と。これは若い人だけじゃないです。働き盛りの人も、それから高齢者もそうですよね。そういう今の飯塚市民のおかれた経済状態、家計の状態をどういうふうに、これを考える際に考慮に入れますか。

○ 行財政改革推進室主幹

あくまでも使用料算定の明確化ということで、通常かかる施設コストを計算した中で、使用料を最終的に決めていきたいと思っております。そういうことで現在、今、委員が言われますように市民の生活が大変厳しいというのがございますが、そこを考慮した中で決定するということはございません。

○ 川上委員

それは考慮しないとおかしいでしょうね。例えば、基本方針の59ページに先ほど言った新産業創出支援センターがあるでしょう。この中で、だいたい使用料の改定の是非を検討すると書いてもいいんじゃないですか。こういうところはほかにもありますよ。巧妙にそういう言葉を書かない。そして、市民の生活に密接なところには漏れなく入れてるじゃないですか。原課が書き損なったのをあなたが押し込んだんじゃないですか。だから、この「受益者負担の原則の徹底について」というのは、やっぱり、行政は行政、議会は議会の立場から大事にしなければならない飯塚市民の生活を支えるという立場から考えていかなければいけないでしょう。その一方で、資力があるにきまつてるところ、あるじゃないですか、そういうところにはきちんと適正な形で使用料改定を求めていくとか、したらどうですか。不公平じゃないですか。どうですか。

○ 行財政改革推進室主幹

施設につきましては性質別に分類をいたします。例えば福祉関連施設とかスポーツ関連施設、文化・教育ということで、それぞれにその性質ごとに割合を決めまして、その中で使用料を出していく、と。また、もう一つは減免の関係もありますが、あくまでも施設の目的によりまして、例えば高齢者・障がい者・子どもの方とか、そういうものに対しまして一定の基準を設けた中で減免なり、使用料を設定していくということは当然考えていかなければならないというふうに考えております。

○ 川上委員

それから、もう一つの角度から聞こうと思うんですが、この約700の公的施設ですね、バランスシート上、総資産はいくらになりますか。

○ 行財政改革推進室主幹

731施設の総資産につきましては、試算はいたしておりません。

○ 川上委員

それは難しいですか。

○ 行財政改革推進室主幹

はい、土地等が相当以前に取得したのもございます。取得価額等が不明なものもございませぬので、現時点では算定はいたしておりません。

○ 川上委員

算定しているかどうかと聞いたわけじゃなくて、難しいかと聞いたわけですよ。旧飯塚はバランスシートを出しましたね。その中で市の試算、旧飯塚レベルではどの程度でしたか。

○ 財務部長

今、手持ちにございませぬが、現在バランスシートを出してありますのは新市の状態でお知らせしてありますので、そこで数字は確認できると思います。それで、建物と土地がありますけど、現在お示ししてありますバランスシートにつきましては、決算統計から出しました投資的経費をもとに出してありますので、この投資的経費につきましては道路とか河川とか、そういうものも含まれてありますので、今、約700の公共施設の資産の数値というのは、バランスシートからは判断がつかない部分がございます。

○ 川上委員

その数字があるんだったら、少なくとも旧飯塚の公共施設については数字が拾えるでしょう。

○ 財務部長

今のバランスシートは新市のバランスシートになっております。旧1市4町全体のバランスシートでございます。

○ 川上委員

公共施設の資産はわかりませんか、それで。

○ 財務部長

今、お答えしましたように、道路も含めた状態で決算統計から算出しました数値が現時点で把握できます。

○ 川上委員

逆算で外していけば、見えてこないですか、大体の概要が。

○ 財務部長

大体、大まかなところでは推定はできると思いますが、明確な数字にはならないと思います。

○ 川上委員

だから、先ほど行革主幹のほうから答弁があったような考え方でいくんだったら、今のような総資産の状況の把握とかがないと、主幹が答弁されるようなことは出来ないでしょう。一方では、市民の暮らしはあまり考慮しないと言い放たれたわけだけど。だから、もう少し飯塚市民、住民に心を寄せた発想でこのところを考えていかないと、あなた方の発想だと減免、免除基準の整理・統一化というのは住民にとって負担が重くなるような方向で整理していくでしょう、これまでの実績からいえば。しかも、財政効果を上げるためだと言ってるんだから。だから、お願いしますよ、飯塚市民がもっと飯塚に住み続けたいと思うような。こんなに高いんだったら、ちょっと飯塚に住めないな、もう息子や娘は飯塚に帰ってくるなというようなことを親が言わないといけないようなことになったら大変ですよ。それを指摘しておきたいと思います。

次に、労働会館についてです。労働会館は新飯塚24の3の建物の3階・4階部分になっているわけですね。それで、これの貸付を認める議決が、先ほど言いました1972年の同じ日、7月13日に本会議で行われているわけです。で、貸付相手は飯塚労働会館運営協議会となっているわけですね。これは今日までこの契約書によって貸し続けられてると思うんですけども、この運営協議会、今、実態はどうなっていますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:14

再開 16:15

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

今、委員からご質問の労働会館でございます。この基本方針の対象施設につきましては731施設ということで、それを対象として方向性を定めております。この基本方針の中では公の施設を中心といたしまして、行政財産である公共施設を対象としております。普通財産は原則として対象といたしておりませんので、労働会館につきましては方向性は示しておりません。

○ 川上委員

あなた方は行革に聖域なしとか、いろいろ言ってきたんだけど、聖域を設けているということですね。それで、私がだいたい聞かなければいけないと思ったのは、貸している相手の運営協議会の実態、責任者が誰で、この中には、メンバーの中に市議会議員が3月まで入っていたでしょう、現職の。それから入居状況、何団体も入ってますね、労働団体以外にも。誰が認めてそういう団体が入ることができるのか。労働組合以外の団体の光熱水費の半分も税金でもってるわけでしょう。この実態も聞きたかったんですよ。先ほどから言ってる1972年7月13日の本会議の委員長報告の中で、また引用しますけどね、こう書いてるんですよ。「議案第67号 財産の無償貸付について、労働会館は類似施設を持っている各市の取り扱い方はまちまちとなっておりますので、県の地方課の意見を聞きまして、設計当初の目的によって判断すべきではないかとの回答を得たので、市としては陳情者と協議を重ねた結果、」陳情者と協議を重ねた結果ですよ、「自主的な管理運営をしたいという希望があり、そうしたことを前提と

してこの建設に取り掛かった」と。自主運営をする。「従って、そういう考えていった場合には普通財産として取り扱うのが適当であろうということになったということでもあります。」だからこの自主運営というのが前提になって、当時議決もしているわけです。で、管理運営の半分は税金なんですよ。これをなぜ聖域にして、公共施設等のあり方基本方針から外すのか、と。おかしいですよ。市民の目から見たら、どうしてかと思いますよ。これは指摘しておきます。これは質問を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はございませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、基本方針の47ページから69ページまでの質疑を終結いたします。